

平成30年3月 7日 開会

平成30年3月16日 閉会

平成30年第1回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

3月7日（水）

議事日程	1
議長及び出席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	2
職務のために出席した者	2
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第1号について（提案説明・採決）	5
議第2号について（提案説明・採決）	6
議第3号について（提案説明・委員会付託）	7
議第4号について（提案説明・委員会付託）	7
議第5号について（提案説明・委員会付託）	9
議第6号について（提案説明・委員会付託）	10
議第7号について（提案説明・委員会付託）	11
議第8号について（提案説明・委員会付託）	12
議第9号について（提案説明・委員会付託）	13
議第10号について（提案説明・委員会付託）	14
議第11号について（提案説明・委員会付託）	16
議第12号について（提案説明・委員会付託）	17
議第13号について（提案説明・委員会付託）	24
議第14号について（提案説明・委員会付託）	27
議第15号から議第21号までについて（提案説明・委員会付託）	28
議第22号及び議第23号について（提案説明・委員会付託）	50
議第24号について（提案説明・委員会付託）	51
散会	52
会議録署名議員	53

3月16日（金）

議事日程	5 5
議長及び出席議員	5 6
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	5 6
職務のために出席した者	5 6
開議	5 7
会議録署名者決定	5 7
一般質問	5 7
7番 岩田讓治議員	5 7
1番 西松幸子議員	6 1
5番 小川文雄議員	6 6
3番 西松 巖議員	7 1
4番 安井 忠議員	7 4
委員会報告	7 6
スマートインターチェンジ建設促進特別委員会	7 6
議会改革特別委員会	7 7
民生文教常任委員会	7 8
総務産建常任委員会	7 9
議第3号について（質疑・討論・採決）	8 0
議第4号について（質疑・討論・採決）	8 0
議第5号について（質疑・討論・採決）	8 0
議第6号について（質疑・討論・採決）	8 1
議第7号について（質疑・討論・採決）	8 1
議第8号について（質疑・討論・採決）	8 1
議第9号について（質疑・討論・採決）	8 2
議第10号について（質疑・討論・採決）	8 2
議第11号について（質疑・討論・採決）	8 2
議第12号について（質疑・討論・採決）	8 3
議第13号について（質疑・討論・採決）	8 3
議第14号について（質疑・討論・採決）	8 3
議第15号について（質疑・討論・採決）	8 4

議第16号について（質疑・討論・採決）	8 4
議第17号について（質疑・討論・採決）	8 5
議第18号について（質疑・討論・採決）	8 5
議第19号について（質疑・討論・採決）	8 5
議第20号について（質疑・討論・採決）	8 6
議第21号について（質疑・討論・採決）	8 6
議第22号について（質疑・討論・採決）	8 6
議第23号について（質疑・討論・採決）	8 7
議第24号について（質疑・討論・採決）	8 7
閉会	8 7
会議録署名議員	8 8

平成30年3月7日（第1日）

議 事 日 程 (平成30年3月7日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議第1号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件
- 日程第4 議第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める件
- 日程第5 議第3号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第4号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第5号 安八町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第6号 安八町児童発達支援事業施設設置条例制定について
- 日程第9 議第7号 安八町児童発達支援事業特別会計条例制定について
- 日程第10 議第8号 安八町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第9号 安八町保健センターの設置及び管理に関する条例制定について
- 日程第12 議第10号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議第11号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議第12号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第15 議第13号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議第14号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議第15号 平成30年度安八郡安八町一般会計予算
- 日程第18 議第16号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算
- 日程第19 議第17号 平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 議第18号 平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算
- 日程第21 議第19号 平成30年度安八郡安八町水道事業会計予算
- 日程第22 議第20号 平成30年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第23 議第21号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 日程第24 議第22号 町道路線の認定について

日程第25 議第23号 町道路線の変更について

日程第26 議第24号 指定管理者の指定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大 平 文 雄

○出席議員（10名）

1番 西 松 幸 子	2番 碓 井 昭 夫	3番 西 松 巖
4番 安 井 忠	5番 小 川 文 雄	6番 大 平 文 雄
7番 岩 田 讓 治	8番 古 澤 榮 一	9番 山 中 美 恵 子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	堀 正	副 町 長	岡 田 武 史
教 育 長	渡 邊 均	建 設 調 整 監	橋 本 典 和
総 務 課 長	坂 優	企 画 調 整 課 長	大 平 共 美
会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	堀 芳 弘	住 民 環 境 課 長	吉 村 等
福 祉 調 整 監	堀 隆 志	福 祉 課 長	坂 和 由
建 設 課 長 兼 S I C 建 設 推 進 室 長	岡 田 立	産 業 振 興 課 長	西 松 博 美
生 涯 学 習 課 長	安 井 孝 行	学 校 教 育 課 長	河 合 一

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	山 田 靖	書 記	定 益 直 子
書 記	馬 淵 佑 司		

(開会時間 午前10時00分)

議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第1回安八町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、8番 古澤榮一君、9番 山中美恵子君を指名いたします。

議長 日程第2、会期決定についてをお諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの10日間にしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月16日までの10日間にすることに決定しました。

議長 町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町長 改めて皆さん、おはようございます。

本日、平成30年第1回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙のところ御参集を賜り、まことにありがとうございます。

日ごろ、町政の運営には格別の御理解並びに御協力を賜っておりますことを、心より感謝申し上げます。

3月4日には、第20回の安八園遊会を開催しまして、多くの方々に御来場をいただきまして、心より感謝申し上げます。

開会に当たり、新年度に臨む私の所信の一端を申し上げ、議員各位並びに住民の皆様へ御理解と御協力を賜りたく存じます。

「地平らかにして天成る」「内平らかにして外成る」、そのような願いを込め「平成」に改元され、バブルとともに始まった平成も、ことし平成30年

は日本、そして安八町にとっても大きな節目の年となります。

天皇陛下の退位に向けて、次の元号が決定されます。退位の時期が年を越えれば、今の元号は31年まで数えることとなりますが、新年度は年度としては平成時代最後の1年となります。

安八町として、平成の30年間でどう位置づけるのか、また今後の歩むべき道はどうあるべきなのかを考えていきたいと思えます。

全ての鍵は安八スマートインターチェンジにあります。

平成19年に安八スマートインターチェンジ建設構想を計画し、苦節11年、財政状況が厳しい中、将来へ向けた投資として、実現に向けて取り組んできましたが、皆様方の御支援、御協力により、今年3月24日土曜日には供用開始の運びとなりました。

つきましては、当日午後1時30分から開通式典を行いまして、午後4時から一般に開放いたします。

今後は、このスマートインターチェンジを核としたまちづくりをいかに進めるかが鍵となります。近いうちに予定されている大垣都市計画区域の見直しを控え、恐らくことしの中で大きな決断をしていかなければならないと考えております。

新年度の平成30年度も一歩ずつ歩みを進め、これからの安八町の発展と安心して暮らせるまちづくりのために、安八町のさらなる発展に向け、職員と一丸になって、情熱を持って努力してまいる所存でございます。

どうか議員各位、住民の皆様には一層の御理解、御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

さて、本定例会に御提案申し上げます案件は、新年度予算の關係を中心に、人事案件、条例關係、一般会計・特別会計の補正予算など、合わせて24議案になります。

新年度予算につきましては、厳しい制約を受ける中にありますが、財源を効率的、効果的に活用し、土地利用の見直しや公共交通の拡充などに取り組んでいきます。また、徹底した行財政改革を図り、財政の健全化、機能的で魅力のあるまちづくりを目指す予算編成に努めました。基本的な考え方につきましては、後ほど御説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それぞれの案件の提案説明につきましては、副町長並びに担当課長より御説明申し上げますので、何とぞ十分御審議をいただきまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議 長 これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方をお願いいたします。説明は、簡潔明瞭をお願いいたします。

議 長 日程第3、議第1号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町 長 それでは、議第1号につきまして、まず議案を朗読させていただきます、その後、説明をさせていただきます。

議第1号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件。

固定資産評価審査委員を次のとおり選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

平成30年3月7日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、住所、安八郡安八町牧1968番地の1、1968番地の2。

渡邊敏幸。生年月日、昭和27年8月3日生まれ。

それでは、提案説明をさせていただきます。

今回、提案させていただきます渡邊敏幸さんが、ことし平成30年3月21日をもって任期満了となります。引き続き、渡邊さんを選任し、御同意をお願いするものでございます。

渡邊さんは、長年、公務員として勤務されてこられ、税務関係にも非常に詳しい方で、人格識見ともに高く、委員として適任であると考えます。

渡邊さんの選任の同意について、どうぞ御理解いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議 長 本件については、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第1号は原案どおり同意することに

決定いたしました。

議 長 日程第4、議第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める件を議題とします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町 長 それでは、議第2号につきまして議案を朗読し、その後、提案説明をさせていただきます。

議第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める件。

人権擁護委員の候補者を次のとおり推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものとする。

平成30年3月7日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、住所、安八町森部493番地の1。氏名、安藤猛男。生年月日、昭和20年1月26日生まれ。

それでは、提案説明をさせていただきます。

今回、提案させていただきます安藤猛男さんが、平成30年6月30日をもって任期満了となります。引き続き、安藤さんを推薦したくお願いするものがあります。

安藤さんにつきましては、昭和42年に大学を卒業後、長年、民間企業に勤務され、退職後は平成24年7月から人権擁護委員を務められておられます。人格識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解があり、委員として適任であると考えます。

安藤さんの推薦につきまして、どうぞ御理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 本件につきましては、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第2号は適任者と認めることに決定いたしました。

議 長 日程第5、議第3号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第3号を朗読説明申し上げます。

議第3号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定について。

安八町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月7日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、印鑑登録証明書の記載事項から性別に関する事項を削除するため、本条例を改正するものです。

1枚はねていただきまして、安八町印鑑条例の一部を改正する条例。

安八町印鑑条例（昭和53年安八町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、第6条第1項は印鑑登録の際の登録原票に関すること、また第11条第1項は印鑑登録証明書に関することでございますが、登録原票、証明書から、いずれも性別に関する事項を削除するものでございます。

附則としまして、この条例は、平成30年4月1日から施行し、この条例の施行前の申請に係る印鑑の登録については、なお従前の例による。

別冊の議案資料1ページには新旧対照表を掲載しておりますので、あわせて御精読をお願いいたします。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただいま議題となっております議第3号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第3号は会期内の民生文教常任委員会で審査していくことに決定しました。

議 長 日程第6、議第4号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第4号につきまして、朗読並びに御説明を申し上げます。

議第4号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月7日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、一般職の国家公務員の給与の改定を内容とする人事院の勧告が行われました。これに基づき、安八町職員の勤勉手当の支給率等を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

安八町職員の給与に関する条例（昭和32年安八町条例第9号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料の3ページをお開き願います。

安八町職員の給与に関する条例新旧対照表でございます。

右列が改正後となります。

1枚めくっていただきまして、4ページの下段をお願いいたします。

平成29年の人事院勧告によりまして、12月議会において、ボーナスを0.1月分、12月支給分の期末勤勉手当として引き上げを行っていただきました。

平成30年分につきましては、0.1月分の引き上げたものを6月、12月にそれぞれ0.05月分、振り分けを行いまして、6月、12月ともに一般職の支給月数を100分の90とするものでございます。

次に5ページ、附則の第17項から第20項の規定につきましては、附則の第17項の冒頭に記されておりますように、今年度限りでその役割を終えるため、これらの規定を削るものでございます。

議案書の11ページに戻っていただきまして、附則をお願いいたします。

この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第4号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第4号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第7、議第5号 安八町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 議第5号につきまして、朗読並びに御説明させていただきます。

議第5号 安八町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例制定について。
安八町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月7日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、スマートインターチェンジの建設事業が完了することに伴い、ふるさと寄附金の目的を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例。

安八町ふるさと寄附金条例（平成20年安八町条例第12号）の一部を次のように改正する。

以下、本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料の9ページをごらんください。

安八町ふるさと寄附金条例の新旧対照表でございます。

右側が改正後、左側が改正前でございます。

第1条、目的につきまして、「スマートインターチェンジ建設等」と「関する事業を実施することにより、まちづくりの目標とする、小さくてもきらりと光るまちづくりに」をそれぞれ削除させていただきます。

本文の15ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま議題となっております議第5号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第5号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

議 長 日程第8、議第6号 安八町児童発達支援事業施設設置条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議第6号につきまして、朗読説明申し上げます。

議第6号 安八町児童発達支援事業施設設置条例制定について。

安八町児童発達支援事業施設設置条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月7日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、心身の発達について支援を必要とする児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う施設の設置運営に係る基準を定めるため、本条例を制定するものでございます。

1枚はねていただきまして、19ページをお願いいたします。

児童発達支援事業施設設置条例。

条例本文でございます。順次、御説明を申し上げます。

児童発達支援事業を行うところを児童発達支援事業所といいまして、あすなろの園がこれに当たります。

第1条では、児童発達支援事業所の設置目的を定めるものでございます。

第2条では、名称と位置を規定しております。

第3条では、生活相談や助言など、事業所で行う事業内容を規定するものでございます。

第4条では、事業所を利用できる者について規定をしております。

第5条では利用定員及び登録者数についてを定め、第6条では利用料について、そして第7条では委任規定をそれぞれ定めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま議題となっております議第6号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第6号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議 長 日程第9、議第7号 安八町児童発達支援事業特別会計条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議第7号につきまして、朗読説明申し上げます。

議第7号 安八町児童発達支援事業特別会計条例制定について。

安八町児童発達支援事業特別会計条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月7日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、児童発達支援事業の円滑な運営と経理の適正を図るため、本条例を制定するものでございます。

1枚はねていただきまして、23ページをお願いいたします。

安八町児童発達支援事業特別会計条例。

児童発達支援事業とは、障害のある未就学の子供のために、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを通いながら受けるものでございます。

第1条では、地方自治法第209条第2項により、特別会計を設ける規定を定めるものでございます。

第2条では、会計の収支として、利用者負担という事業収入、また一般会計からの繰入金、その他の収入を歳入とし、児童発達支援事業の事業費及びその他の諸支出をもって歳出とする規定を定めるものでございます。

第3条、通常、予算に計上されていない支出や予算額を超えて支出することはできません。しかし、経営を能率的に行うことができるよう、地方自治法では予算を超過した支出には予算を超過した収入をもって充てることができることとされており、それを弾力条項の適用といたします。その規定を第3条で

定めるものでございます。

附則として、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第7号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第7号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第10、議第8号 安八町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第8号を朗読説明申し上げます。

議第8号 安八町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月7日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正に伴いまして、本条例を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、安八町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

安八町後期高齢者医療に関する条例（平成20年安八町条例第1号）の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございますが、改正内容につきましては、改正本文の前半の部分では、第3条で規定する後期高齢者医療保険の被保険者の定義でございますが、上位法である高齢者の医療の確保に関する法律の改正によりまして、参照条文の条項番号を改正するものであります。

また、今回第5号として新たに追加いたしますが、第5号につきましては、施設等に入所されてみえる国民健康保険の被保険者である方が75歳になられ、

後期高齢者医療保険の被保険者となられるときも、後期高齢者医療保険での住所地特例を適用する号の追加でございます。

また、附則の整理としまして、制度開始の平成20年度に被扶養者であった被保険者の納期特例を削除するものでございます。

附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行する。

なお、こちらにも議案資料11ページに新旧対照表を掲載しておりますので、あわせて御精読のほうをよろしくお願ひします。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま議題となっております議第8号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第8号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第11、議第9号 安八町保健センターの設置及び管理に関する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議第9号につきまして、朗読説明申し上げます。

議第9号 安八町保健センターの設置及び管理に関する条例制定について。安八町保健センターの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月7日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、町民の健康増進を図り、保健の総合的なサービスを提供するため、その中核機能を果たすものとして、保健センターの設置及び管理について、本条例を制定するものでございます。

1枚はねていただきまして、31ページをお願いいたします。

安八町保健センターの設置及び管理に関する条例。

条例本文でございます。

第1条では、保健センターの設置目的を規定するものでございます。

第2条におきましては、名称と位置を定めるものでございます。

第3条におきましては、所属と職員について規定するものでございます。

第4条では、保健センターの使用許可の規定を定めております。

第5条では、使用不許可の場合の規定を8つの号で規定し、最下段の第6条におきましては、許可の取り消し、または中止の規定を定めるものでございます。

1枚はねていただきまして、32ページをお願いいたします。

第7条、こちらでは施設を使用する場合の使用料の規定を定め、第8条では施設使用後の原状回復の規定を、そして第9条では損害賠償の規定を定めるものでございます。

そして、第10条では委任規定を定めております。

附則として、第1項、施行期日、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

第2項、安八町老人福祉センター設置条例は廃止するものでございます。

以上、御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第9号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第9号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第12、議第10号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第10号を朗読説明申し上げます。

議第10号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月7日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、国民健康保険法施行令の一部が改正されたこと及び国民健康保険料の基礎賦課額の算定方法を改正することにより、本条例

を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

安八町国民健康保険条例（昭和34年安八町条例第2号）の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございます。

35ページから39ページにわたりますが、今回の改正の主なものにつきまして御説明します。

今回の改正の主なものは2つございまして、1つ目は国民健康保険法施行令の一部が改正されまして、県が国民健康保険の財政の主体を担うようになることに伴う改正でございまして、県から納付金が安八町に示されまして、その納付金に基づいて、皆様に保険料を賦課させていただきます。

いただきました保険料については、県に納付しまして、保険給付に必要な額については県から町へ交付される仕組みとなりまして、所用の改正を行うもの。また、2つ目としまして、国民健康保険料の基礎賦課額の算定方法の改正を行うものでございまして、現在は所得割、資産割、均等割、平等割のいわゆる4方式で算定をしておりますが、県から示される納付金の算定が資産割を除いた3方式で示されることから、国保運営協議会で資産割を除いた3方式で賦課することの審査、御承認をいただきました。

安八町の国民健康保険料の算定方式を次年度より、所得割、均等割、平等割の3方式とするための整備を行うものでございます。また、保険料の基礎賦課限度額の改正につきましては、保険料の最高限度額は政令で定められております。政令の改正に伴いまして、基礎賦課限度額につきましては、改正前「54万円」を改正後は4万円増の「58万円」の限度額となります。

なお、後期高齢者医療支援分と介護納付分の限度額については、改正はございません。据え置きとなります。

また、保険料の減額規定でございますが、保険料の5割軽減の算定に当たって、被保険者に乗ずる金額を「27万円」から「27万5,000円」に、また2割軽減の算定に当たって、被保険者に乗ずる金額を「49万円」から「50万円」に引き上げ、低所得者の方の保険料減額対象の拡大を図るものでございます。

39ページの改正条文の末の附則でございます。

附則、施行期日、第1条、この条例は平成30年4月1日から施行する。

経過措置、第2条、この条例による改正後の第6章の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。

第3条、安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年安八町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）中、「国民健康保険運営協議会委員 日額5,000円」を「町の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員 日額5,000円」に改める。

これは、国保運営協議会の名称変更が上位法で定められましたので、改正するものでございます。

議案資料の13ページからは、国保条例の新旧対照表を掲載しております。あわせて御精読のほうをよろしく申し上げます。

以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第10号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第10号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第13、議第11号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第11号につきまして、朗読並びに御説明を申し上げます。

議第11号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について。

安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月7日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基準額を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

安八町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年安八町条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料の最終ページ、26ページをお開きください。

安八町消防団員等公務災害補償条例新旧対照表でございます。

右列が改正後でございます。

非常勤消防団員等またはその扶養親族に支給されます損害補償の算定の基礎となる額の加算額につきましては、給与法で定められている扶養手当の支給額をもとに定められております。

給与法の改正によりまして、配偶者及び子に係る扶養手当の額が変更されましたので、第1号の配偶者及び第3号から第6号までの父母や孫などの子以外の扶養親族につきましては1日当たり217円、第2号の子につきましては1日当たり333円に改正を行うものでございます。

改正本文に戻っていただきまして、附則をお願いいたします。

この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま議題となっております議第11号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第11号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議 長 日程第14、議第12号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

順次、提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第12号につきまして、朗読並びに御説明を申し上げます。

議第12号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）。

平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,039万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億5,823万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年3月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正、単位は1,000円でございます。

47ページは歳入、48、49ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額63億3,783万6,000円に2,039万4,000円を追加し、63億5,823万円とするものでございます。

50ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費、単位は1,000円でございます。

款、農林水産業費、項、農業費、事業名、町単土地改良事業、金額といたしまして1,150万2,000円は町単農道整備事業でございます。

次の段、款、土木費、項、道路橋りょう費、事業名、道路維持経費3,467万円につきましては、橋梁点検事業といたしまして777万円、舗装補修事業といたしまして2,690万円でございます。

次の段、事業名、道路新設改良事業、1億147万9,000円につきましては、町単道路新設改良事業といたしまして885万6,000円、交通安全プログラム事業といたしまして2,506万7,000円、中区要望事業といたしまして6,755万6,000円でございます。

次の段、項、都市計画費、事業名、都市計画整備道路改良事業、2億5,918万7,000円につきましては、工専区域内の道路改良事業といたしまして1億3,622万9,000円、県道間アクセス事業といたしまして1億2,295万8,000円でございます。

次の段、事業名、スマートインターチェンジ建設事業、1億5,620万円はスマートインターチェンジ建設事業でございます。

いずれも事業の年度内完了が困難でございますので、次年度へ繰り越しを行うものでございます。

次のページでございます。

第3表 地方債補正、単位は1,000円でございます。

補正前の公共事業等債及び地方道路整備事業債につきましては、補正後の起債の目的、起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

公共事業等債の限度額を780万円増額し、3億3,240万円とし、地方道路整備事業債の限度額を1,500万円増額し、5,540万円とし、限度額の総額を6億7,120万円とするものでございます。

いずれも各事業の進捗状況に合わせて補正するものでございます。

1枚はねていただきまして、事項別明細2の歳入でございます。単位は1,000円でございます。

なお、本補正予算についての歳入につきましては、全て特定財源でございます。つきましては、歳出で御説明させていただきます。

55ページをお願いいたします。

3. 歳出、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、減額の534万円のうち、総務管理事務経費といたしまして、減額の159万4,000円でございます。

これは、節区分の共済費、社会保険料等の減額25万円及び賃金の134万4,000円の減額でございますが、臨時職員の減によるものでございます。

次に、目、財政調整基金、補正額4,900万円につきましては、財政調整基金積立金でございます。本補正に伴います余剰金につきまして、財政調整基金に積み立てを行うものでございます。

議長 住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 同じく55ページの同じ表でございます。

款、総務費、項、総務管理費の目、一般管理費、補正額534万円のうち、コミュニティバスと幹線バスに係る補正でございます。

534万円のうち、節区分、備品購入費62万3,000円がコミュニティバス運行経費に係る補正でございます。コミュニティバスの路線見直しに係りますバス停の購入費でございます。

同じく節区分、負担金、補助及び交付金のうちの負担金、減額の111万9,000円。

財源区分は、国県支出金のうち、国庫支出金、地方創生推進交付金、減額の99万1,000円でございます。瑞穂市との公共交通協議会負担金の確定見込みによる減でございます。

同じく補助金、減額の325万円。こちらは安八町一穂積駅間を運行するバス路線が民間バス事業者が運行することになったための減額でございます。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 同じく、55ページの下段をお願いいたします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、補正額、減額の256万円。節区分の償還金、利子及び割引料190万7,000円は、社会福祉事務経費で、過年度分の返還金が発生したため、補正計上するものでございます。

節区分の繰出金、減額の446万7,000円は、出産育児一時金及び一般会計からの持ち出し分の減少による1,145万円の減額分と補助金の確定による保険基盤安定の増額分698万3,000円を差し引きして、減額の446万7,000円を計上するものでございます。

特定財源のうち、国庫支出金110万5,000円並びに県支出金413万円は、ともに保険基盤安定の増額分に対する負担金でございます。

続きまして、目、身体障がい者福祉費、補正額100万円。特定財源の国庫支出金50万円、県支出金の25万円は、ともに市町村地域生活支援事業補助金でございます。

節の委託料、障害者サービス利用者の増加に伴う不足分を補う補正計上でございます。

続いて、1枚はねていただきまして、56ページをお願いします。

項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、補正額21万7,000円。特定財源のその他は寄附金21万7,000円でございます。児童発達支援事業において、節

の備品購入費として指導用備品を購入するものでございます。

続いて、目の児童措置費、補正額、減額の1,180万円。特定財源の国庫支出金872万3,000円は児童手当交付金、そして県支出金の153万9,000円は児童手当負担金で、ともに減額するものでございます。

節の扶助費において、児童手当の支給対象人数の確定により、不用分を減額するものでございます。

続きまして、目、保育所費、補正額、減額の1,562万3,000円は保育園経費でございます。

節の共済費の社会保険料、減額80万円と賃金の減額1,128万4,000円につきましては、パート保育士の年度中の退職及び勤務日数の減によるものでございます。

委託料の減額183万9,000円につきましては、広域入所の希望者が減少したことにより、不用額分を減額するものでございます。

続きまして、57ページのほうをお願いいたします。

款、衛生費、項、保健衛生費、目、予防費、補正額、減額の291万1,000円。節の委託料は予防接種人数の減少による不用額を減額するものでございます。

続きまして、目、成人保健費、補正額に増減はございませんが、特定財源のうち、県支出金52万5,000円は、大腸がん検診受診率向上補助事業に採択されたため増額を、またその他の諸収入、減額の42万5,000円につきましては、がん検診の個人負担が減少のため、減額をする財源内訳の変更を行うものでございます。

議長 住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 同じく57ページ、同じ表でございます。

目、環境衛生費、補正額、減額の140万円。節区分の負担金、補助及び交付金の補助金、減額の140万円でございます。低炭素推進事業であります住宅用太陽光発電システムの設置補助金の補助件数の確定見込みによる減でございます。

中段の表でございます。

項、清掃費、目、塵芥処理費、補正額、減額の120万円。節区分、負担金、補助及び交付金の補助金、減額の120万円は、ごみ減量化・リサイクル推進事業での地区リサイクル奨励金の確定による減額でございます。

議長 産業振興課長 西松博美君。

産業振興課長 それでは、歳出のほうで説明をさせていただきます。

57ページ下段でございます。

項の農業費、目の農業委員会費、補正額は、農業委員会の事務経費44万5,000円の増です。特定財源は、県支出金の農地利用最適化交付金44万円、農業委員会交付金5,000円の増、農業者年金業務委託金1万6,000円の減、計42万9,000円の増額です。

節の報酬は、農業委員会の農業委員、農地利用最適化推進委員の能率給44万円でございます。新規の県補助事業の増によるものです。

節の旅費は費用弁償で、農地パトロール費5,000円の増、対象事業の増によるものです。

目の農業総務費、補正額はありません。特定財源は、県支出金の農業委員会交付金39万1,000円の増額です。県補助金の増による財源内訳の変更です。歳出は変更ありません。

58ページをお開きください。

目の農業振興費、補正額は農業振興推進対策事業165万円の増、病虫害等防除対策事業50万5,000円の減、営農組織支援推進事業13万円の減、計101万5,000円の増額です。特定財源は、県支出金の学校給食地産地消補助金2万9,000円の減、機構集積協力金192万4,000円の増、多面的機能支払交付金9万8,000円の減、清流を守る環境保全型農業総合支援事業補助金21万7,000円の減、計で158万円の増。その他は負担金の空中散布受益者負担金36万3,000円の減、諸収入の水稻病虫害共同防除補助金14万2,000円の減額です。

節の需用費は、病虫害等防除対策事業、消耗品の農薬費20万円の減、対象事業の減によるものです。

節の委託料は、病虫害等防除対策事業、防除作業委託費20万円の減、対象事業の減によるものです。

節の使用料及び賃借料は、これも病虫害等防除対策事業、マスクの借上料10万5,000円の減、対象事業の減によるものです。

節の負担金、補助及び交付金で、負担金は学校給食地産地消推進事業負担金5万7,000円の減、対象事業の減によるものです。補助金は、清流を守る環境保全型農業総合支援事業費補助金の21万7,000円の減。これは対象事業

の取りやめによるものです。また、多面的機能支払交付金13万円の減、対象事業の減によるものです。計で34万7,000円の減でございます。

交付金は機構集積協力金で、受け手2人と1個人に地域の集積協力金、出し手個人16名に経営転換協力金、出し手個人1名に耕作者集積協力金を交付するもので、192万4,000円の増、対象事業の増によるものです。

58ページの下段をお願いします。

目の商工業振興費、補正額はございません。特定財源は、県支出金で清流の国ぎふ推進補助金15万円の増額です。県補助金の増による財源内訳の変更でございます。歳出に変更はありません。

議長 建設課長兼スマートインターチェンジ建設推進室長 岡田立君。

建設課長兼S I C建設推進室長 それでは、上段に戻っていただきまして、款、農林水産業費、項、農業費、目、農地費、補正額1,155万6,000円でございます。財源内訳としまして、地方債780万円、残り一般財源でございます。現在進めております県営かんがい排水事業、揖斐川以東用水パイプライン化の事業でございますが、これにつきまして、県でこの事業の施工を延長することが決定されましたので、それに対する負担金の補正をお願いするものでございます。

続きまして、59ページをお願いします。

款、土木費、項、都市計画費、目、都市計画整備事業費、補正額1,700万円でございます。財源内訳としましては、県支出金50万円、地方債1,500万円、残り一般財源でございます。安八スマートインターチェンジの主要工事が完成を迎え、中日本高速道路へ支払う工事負担金を精算いたします。当初計画と比べ、町道や切り回し水路の施工延長等に変更があったため、増額となる予定でございますので、その増額分の補正をお願いするものでございます。

議長 学校教育課長 河合一君。

学校教育課長 59ページ中段をお願いいたします。

款、教育費、項、教育総務費、目、放課後児童クラブ費、補正額、減額の180万円。放課後児童クラブ支援員の賃金に不用額が生じたため、減額するものでございます。

項、小学校費、目、学校管理費、補正額、減額の520万円。小学校空調設

備用LPガス料金並びに校舎電気料金に不用額が生じたため、減額するものでございます。

目、教育振興費、減額の70万円。小学校要保護等就学援助経費として、申請者が見込みより減少したため、減額するものでございます。

60ページをお願いいたします。

項、中学校費、目、学校管理費、補正額、減額の380万円。中学校空調設備用都市ガス料金並びに校舎電気料金に不用額が生じたため、減額するものでございます。

目、組合学校費、補正額、減額の332万5,000円。東安中学校組合負担金の精算により減額するものでございます。

項、社会教育費、目、ハートピア安八費、補正額、減額の418万円。ハートピア安八人件費の減額でございます。

以上、平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）につきまして、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第12号は、会期内の各常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第12号は会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。11時20分より再開いたします。よろしくお願いいたします。

（午前11時05分 休憩）

（午前11時20分 再開）

議長 再開いたします。

議長 日程第15、議第13号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 61ページ、議第13号を朗読説明申し上げます。

議第13号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3

号)。

平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ351万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億9,470万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。63ページが歳入、64ページが歳出でございます。単位は1,000円。

いずれも最下段の合計額でございますが、補正前、18億9,119万3,000円、補正額351万5,000円、計18億9,470万8,000円でございます。

65ページから、歳入内訳でございます。

65ページの国庫支出金から66ページの共同事業交付金は特定財源でございますので、歳出で御説明します。

67ページ、款、繰入金、項、一般会計繰入金、目、一般会計繰入金、補正額、減額の446万7,000円。節区分、保険基盤安定繰入金698万3,000円、出産育児一時金、減額の208万7,000円、その他一般会計繰入金、減額の920万円、財政安定化支援事業、減額の16万3,000円。いずれも繰入額の確定に伴うものでございます。

1枚はねていただきまして、68ページ。

歳出の内訳でございます。

款、保険給付費、項、療養諸費、目、一般被保険者療養給付費、補正額3,000万円。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金3,000万円は、一般被保険者療養給付費の増によるものでございます。財源内訳として、国庫支出金の療養給付費等負担金、国及び県の財政調整交付金、県支出金の財政健全化特別対策費補助金、減額の4,915万8,000円、前期高齢者交付金8,796万4,000円でございます。

目、一般被保険者療養費、補正額はゼロ。療養費の確定により、財源区分の組みかえをするものでございます。財源内訳として、国庫支出金の療養給

付費等負担金、国及び県の財政調整交付金、前期高齢者交付金です。

目、退職被保険者等療養給付費、下段の目、退職被保険者等療養費、ともに補正額はゼロで、財源区分の組みかえです。いずれも療養給付費交付金の確定によるものでございます。

続きまして、下の表、款、保険給付費、項、高額療養費、目、一般被保険者高額療養費、補正額はゼロ。こちらも財源区分の組みかえです。一般被保険者高額療養費の確定による国庫支出金の療養給付費等負担金及び財政調整交付金、前期高齢者交付金、県支出金の財政調整交付金、高額医療費共同事業交付金の額の確定による財源区分の組みかえです。

69ページです。

目、退職被保険者高額療養費、こちらも補正額はゼロ。財源区分の組みかえです。退職被保険者の高額療養費の確定によるもので、財源内訳は、療養給付費交付金275万9,000円です。

中段の表でございます。

項、出産育児諸費、目、出産育児一時金、減額の313万1,000円。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金、減額の313万1,000円。出産育児一時金の件数の減の見込みによるものでございます。

最下段です。

款、後期高齢者支援金等、項、後期高齢者支援金、目、後期高齢者支援金、補正額、減額の2,137万4,000円。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金、減額の2,137万4,000円。こちらは後期高齢者支援金の確定によるものでございます。財源区分として、国庫支出金の後期高齢者支援金及び財政調整交付金、減額の640万7,000円、療養給付費交付金、減額の400万円です。

1枚はねていただきまして、70ページでございます。

款、項、目とも前期高齢者納付金等、補正額はゼロ。こちらも組みかえでございます。前期高齢者納付金の確定によるもので、財源区分は前期高齢者交付金の39万6,000円です。

款、項、目とも介護納付金、補正額、減額の1,430万5,000円。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金、減額の1,430万5,000円。介護給付費・地域支援事業支援納付金確定によるもので、財源区分は国庫支出金の介護給付費負担金、国・県の財政調整交付金、合わせて1,042万2,000円です。

款、項とも共同事業拠出金、目、高額医療費拠出金、補正額、減額の599万3,000円。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金、減額の599万3,000円。拠出金の確定によるもので、財源区分は国・県の高額医療費共同事業負担金で、減額の299万6,000円です。

次のページでございます。

目、保険財政共同安定化事業拠出金、補正額、減額の5,822万1,000円。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金、減額の5,822万1,000円は拠出金の確定によるものです。特定財源の保険財政共同安定化事業交付金が減の3,308万8,000円です。

款、保健事業費、項、特定健康診査等事業費、目、特定健康診査等事業費、補正額、減額の700万円。節区分、委託料の業務委託、減額の700万円。特定健康診査受診者の確定によります減額です。特定財源は国・県の特定診査負担金3万4,000円です。

続いて、款、項、目とも基金積立金、補正額、7,122万6,000円。こちらは国保基金に積み立てるものでございます。

1枚はねていただきまして、款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、償還金、補正額1,231万3,000円。節区分、償還金、利子及び割引料で、償還金1,231万3,000円は、平成28年度分の療養給付費等負担金、特定健康診査負担金の確定による国・県への償還金です。

以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第13号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第13号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第16、議第14号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

建設課長兼スマートインターチェンジ建設推進室長 岡田立君。

建設課長兼S I C建設推進室長 それでは、議第14号について、朗読並びに説明を

させていただきます。

議第14号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）第1条、平成29年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）第2条、収益的支出の支出予定額を次のとおり補正する。

科目、第1款、水道事業費用、既決予定額1億5,418万8,000円、補正予定額1,105万6,000円、合計1億6,524万4,000円。

科目、第2項、営業外費用、既決予定額1,335万6,000円、補正予定額1,105万6,000円、合計2,441万2,000円。

平成30年3月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、水道事業会計の予算実施計画書でございます。

支出の内容といたしましては、最下段の消費税1,105万6,000円をお願いするものでございます。決算を迎え、消費税の納付が必要となったため、補正をお願いするものでございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま議題となっております議第14号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第14号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議 長 日程第17、議第15号 平成30年度安八郡安八町一般会計予算、日程第18、議第16号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算、日程第19、議第17号 平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算、日程第20、議第18号 平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算、日程第21、議第19号 平成30年度安八郡安八町水道事業会計予算、日程第22、議第20号 平成30年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算、日程第23、議第21号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについてまでの7議案を一括議題といたします。

事務局より、平成30年度予算町長提案説明要旨を配付させます。

〔資料配付〕

議長 町長から発言を求められていますので、発言を許します。

町長 堀正君。

町長 それでは、平成30年度予算につきまして御説明申し上げます。

初めに、社会情勢を踏まえ、概要について御説明申し上げます。

政府のこれまでのアベノミクス施策の実施により、企業収益は過去最高を記録し、雇用・所得環境が大きく改善されるなど、経済の好循環は実現しつつあります。

しかしながら、当町では、新しい企業の進出もありますが、財政は非常に厳しい状況にあり、早期に財政基盤を確立することが急務となっております。

そのような状況において、3月24日には、待望の安八スマートインターチェンジが開通する予定であります。今後は、安八スマートインターチェンジを核としたまちづくりを進めていくことが大きな課題であります。それを見据え、土地利用の見直しと市街化区域の拡大に積極的に取り組んでいきます。

また、コミュニティバスの路線拡充、隣接自治体へのバス路線運行に対する補助、上水道配水ポンプ場設備更新事業等の社会基盤の充実にも取り組んでいきます。

次に、本町における平成30年度予算についてであります。

一般会計予算の総額は、52億5,000万円。前年度当初予算対比6億3,000万円の減、率にいたしまして10.7%の減となっております。

財政的には厳しい制約を受ける中でありますが、財源を効率的・効果的に活用し、機能的で魅力あるまちづくりを目指し、各種施策を進めていきたいと考えております。

歳入の主なものといたしまして、町税は19億9,067万7,000円、前年度当初予算比4,695万円の増、率にいたしまして2.4%の増。

地方交付税につきましては、11億9,000万円、前年度当初予算対比300万円の減、率にいたしまして0.3%の減。

国庫支出金につきましては、4億3,984万1,000円、前年度当初予算対比2億4,279万9,000円の減、率にいたしまして35.6%の減。

繰入金金は8,002万5,000円、前年度当初予算対比1億6,955万円の減、率にいたしまして67.9%の減。

町債は、社会資本整備事業や臨時財政対策債により3億5,170万円、前年

度当初予算対比 2 億4,430万円の減、率にいたしまして41.0%の減となっております。

次に、歳出の主なものといたしまして、民生費は18億5,964万4,000円、前年度当初予算対比820万2,000円の減、率にいたしまして0.4%の減。

土木費につきましては、7 億2,900万3,000円、前年度当初予算対比 4 億5,602万6,000円の減、率にいたしまして38.5%の減。

総務費につきましては、6 億3,541万8,000円、前年度当初予算対比4,945万8,000円の減、率にいたしまして7.2%の減となっております。

重点事業につきましては、市街化区域拡大事業でございます。土地利用の見直し及び企業誘致につなげていきたいと考えております。

コミュニティバス運行事業につきましては、町内路線の拡充を図り、町民の利便性の向上のため事業を推進するほか、隣接自治体へのバス路線運行に対しての助成をしております。

その他に事業につきましては、第5次総合計画施策大綱別に概略を御説明申し上げます。

まず、「明日を担うひとを育むまちづくり」においては、通学路・交通安全プログラムとしての通学路の改修事業や小・中学生への医療費助成、放課後児童クラブ開設事業などを継続して実施してまいります。そのほか、保育園の認定こども園化にも取り組んでまいります。

次に、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」においては、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画を見直し、改定いたします。そのほか、各種予防接種事業、不妊治療助成などを継続して実施してまいります。

次に、「便利で快適に暮らせるまちづくり」においては、工業専用区域内道路整備事業、定住促進住宅取得事業などを継続して実施してまいります。

「自然と共生した潤いのあるまちづくり」においては、ふとん回収事業、低炭素推進事業などを継続して実施してまいります。

次に、「みんなで守る安全・安心なまちづくり」においては、新規事業として、Jアラート新型受信機導入事業を実施します。そのほか、空き家対策推進事業、地区防災設備整備補助事業などを継続して実施します。

「活力と賑わいのあふれるまちづくり」におきましては、企業立地促進事業、これは対象企業は4社でございます。この事業を継続して実施します。

農業分野におきましては、病虫害等防除対策事業や営農組織支援推進事業などを継続して実施していきます。

「みんなで協働する参画・交流のまちづくり」におきましては、クリーンパトロール事業などを継続して実施していきます。

最後に「明日を開く自立したまちづくり」においては、議会改革事業やふるさと寄附金特典事業を継続して実施します。

次に、特別会計の予算につきまして、御説明申し上げます。

国民健康保険特別会計においては、県広域化事業へ移行することにより、15億9,100万円、前年度当初予算対比2億9,600万円の減、率にいたしまして15.7%の減となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計におきましては、1億5,800万円。前年度、当初予算対比200万円の増、率にいたしまして1.3%の増となっております。

次に、児童発達支援事業特別会計におきましては、児童発達支援事業の円滑な運営と適正な執行を図るために新たに設置し、2,500万円となっております。

水道事業会計においては、上水道配水ポンプ場の機械電気設備工事費を盛り込んでおり、総額では10億8,200万円、前年度当初予算対比4億5,700万円の増、率にいたしまして73.1%の増となっております。

公共下水道事業特別会計におきましては、長寿命化の一環として、浄化センター電気設備工事費を盛り込み、総額では9億3,800万円、前年度当初予算対比2,000万円の増、率にいたしまして2.2%の増となっております。

以上が新年度の予算概要と主な施策等でございます。

詳細につきましては、これより副町長から御説明申し上げます。

慎重審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 それでは、一般会計予算から順次説明を求めます。

副町長 岡田武史君。

副町長 それでは、予算書のほうをごらんいただきたいと思います。

表紙をはねていただきまして、まず一般会計予算でございます。

めくっていただきまして、議第15号 平成30年度安八郡安八町一般会計予算。

平成30年度安八郡安八町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億5,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為) 第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債) 第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金) 第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は6億円と定める。

1枚はねていただきまして、(歳出予算の流用) 第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月7日提出、安八郡安八町長。

1ページをごらんいただきたいと思います。

第1表 歳入歳出予算でございます。

1ページ、2ページ、3ページが歳入でございます。4ページ、5ページが歳出でございます。

6ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

1つとしまして、農業近代化資金利子補給。期間は借入年度より返済の年度まで、限度額は借入金額の1%以内でございます。

2でございます。安八町土地開発公社が借り入れする事業資金に対する債務。平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間でございます。12億円に対する元金、利子及び遅延利息の損失補償でございます。

3としまして、固定資産現況調査修正及び土地評価委託業務でございます。平成31年度から平成32年度まででございます。限度額は3,184万5,000円でご

ざいます。

7ページをお願いいたします。

第3表 地方債でございます。

起債の目的としまして、臨時財政対策債2億6,330万円、公共事業等債、8,480万円、緊急防災・減災事業債として360万円、合わせまして3億5,170万円の発行予定をいたしております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、ごらんとおりでございます。

8ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細でございます。

8ページ、9ページが歳入、10ページが歳出となっております。

11ページ以降が明細となっております。

主なものを中心に御説明申し上げます。

まず歳入、町税でございます。

町税につきましては、実績等も踏まえまして、合計で19億9,067万7,000円、対前年4,695万円の増で計上いたしております。

12ページをお願いいたします。

款の地方譲与税でございます。これ以降、譲与税、交付金が続きます。いずれも実績、地方財政計画を踏まえまして計上いたしております。

14ページをお願いいたします。

款の10地方交付税でございます。普通交付税、特別交付税を合わせまして11億9,000万円、対前年度300万円の減で計上いたしております。

15ページをお願いいたします。

分担金及び負担金、負担金でございます。目の民生費負担金7,854万2,000円でございます。この中で、節の2児童福祉費負担金でございます。保育料につきましては、園児数の減によりまして7,255万5,000円、対前年、約500万円の減で計上いたしております。

16ページをお願いいたします。

使用料及び手数料でございます。使用料、民生使用料でございます。本年度、4,228万7,000円でございます。従前、この中で児童発達支援事業に係ります障害福祉サービス費を計上いたしておりましたが、特別会計へ移行する

ことによりまして減額としております。

続きまして17ページをお願いいたします。

目の衛生手数料でございます。1,528万8,000円でございます。節、清掃手数料、この中の説明欄上から4段目、ふとん処理手数料を計上しております。29年度に引き続きまして、30年度もふとん回収事業を実施してまいりたいと考えております。

続きまして国庫支出金でございます。目の民生費国庫負担金でございます。本年度、3億1,524万1,000円の計上でございます。節の社会福祉費国庫負担金、この中で障害者または障害児のこちらの関係の給付費が増額となっております。

また、節の児童福祉費国庫負担金、児童手当交付金がございます。対象者数の減によりまして、こちらは減額となっております。

18ページをお願いいたします。

目の4土木費国庫補助金でございます。本年度、1億473万2,000円、前年対比、約2億5,000万ほどの減となっております。都市計画費国庫補助金としまして、説明3段目でございます社会資本整備総合交付金でございます。スマートインターチェンジ建設事業が一段落したこと、また交付金対象事業の減によるものでございます。

続きまして、国庫支出金、委託金、目の教育費委託金でございます。今年度計上はゼロでございます。小規模校存続推進事業補助金ということで、3年間、補助金のほうがございましたが、期間の終了ということで予算計上はゼロとしております。

続きまして19ページをお願いいたします。

県支出金、県負担金、目の民生費県負担金でございます。本年度、1億7,067万4,000円でございます。節の1社会福祉費負担金のほうですが、説明欄最上段でございます。障害者自立支援給付費、こちらが増となっております。また、児童福祉費県負担金、こちらは児童手当の関係が減額となっております。

続きまして県補助金でございます。目の2民生費県補助金でございます。本年度、6億2,090万円でございます。節の3児童福祉費県補助金415万円を計上しております。こちらが増額となっております。

20ページをお願いいたします。

県支出金、項の委託金、目の総務費委託金でございます。

ページは21ページになります。節の4 選挙費委託金ということで、県議会議員選挙執行委託金ということで92万5,000円を計上いたしております。

22ページをお願いいたします。

款の寄附金でございます。目の2 ふるさと寄附金につきましては、実績に応じまして100万円減の200万円での計上となっております。

続く繰入金でございます。財政調整基金を含めまして、3つの基金より8,002万5,000円の繰り入れをいたします。

23ページをお願いいたします。

最下段でございます。諸収入、受託事業収入、目の2つ目でございます土木受託金、本年度計上はゼロでございます。スマートインターチェンジ建設の受託金が減額となったことによります。

ページを進めていただきまして、26ページをお願いいたします。

町債でございます。臨時財政対策債を含めまして、事業へ充当するため、合わせまして3億5,170万円の町債を発行する予定でございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

これ以降が歳出となります。

まず議会費でございます。本年度7,580万1,000円でございます。ほぼ前年度並みの計上となっております。

続きまして、28ページをお願いいたします。

総務費でございます。総務管理費、目は一般管理費でございます。本年度3億3,375万4,000円でございます。この中で、主なものとしまして、説明欄4段目でございます。コミュニティバス運行経費でございます。町内を循環しておりますコミュニティバスの2台体制での運行経費、また安八―瑞穂線、新規路線でございます。こちらのほうの運行費補助を計上しております。

29ページをお願いいたします。

節の負担金、補助及び交付金でございます。こちらの中では、土地開発公社への補助金を減額いたしております。

30ページをお願いいたします。

目の最下段でございます。支所及び出張所費でございます。本年度796万

2,000円、対前年535万円の増となっております。結支所としまして、これまで勤労青少年ホームと一体で運用してまいりました。30年度からは、支所機能のみの存続とさせていただきたいと思っております。従前、勤労青少年ホーム費で計上しておりました施設維持管理に係る経費をこちらのほうへ統合いたしております。

31ページをお願いいたします。

目の最下段、企画費でございます。本年度390万9,000円の計上です。対前年1,345万3,000円の減となっております。にぎわい広場の用地取得に係る経費が減となっております。

32ページをお願いいたします。

目の10ふるさと基金費につきましては、実績に応じまして100万円減の200万2,000円としております。

目を1つ飛んでいただきまして、スマートインターチェンジ建設基金費につきましては、今年度積み立てはなしということで、廃目としております。

続きまして、総務費、徴税费でございます。

税務総務費、また33ページ、賦課徴収費がございます。いずれも前年度並みの計上となっております。

35ページをお願いいたします。

総務費、項の4選挙費、目の2県議会議員選挙費、また3町長選挙費でございます。31年4月、5月、それぞれ任期満了でございます。そちらの選挙経費のほうを計上いたしております。

37ページをお願いいたします。

款の3民生費、項は社会福祉費、目は社会福祉総務費でございます。本年度2億334万5,000円でございます。国民健康保険特別会計への繰出金のほうが約1,200万円ほど減となっております。

39ページをお願いいたします。

目の4安八温泉費でございます。本年度につきましては、対前年100万円ほどの減の9,918万8,000円で計上いたしております。

41ページをお願いいたします。

目の6身体障がい者福祉費でございます。本年度2億4,948万3,000円、対前年、約4,000万円ほど増となっております。節区分20扶助費でございます。

こちらのほうの訓練給付費が増額となっております。

42ページをお願いいたします。

目の8地域包括支援センター費でございます。本年度5,843万6,000円の計上でございます。こちらの目の中では、認知症総合支援事業の委託金が増額となっております。

43ページをお願いいたします。

項の2児童福祉費でございます。目の1児童福祉総務費でございます。本年度9,421万2,000円でございます。説明欄の上から4つ目でございます。児童発達支援特別会計繰出金1,249万5,000円でございます。新しく特別会計で運営することとしております。そちらに対しまして、一般会計より繰り出しをするものでございます。

44ページをお願いいたします。

目の2児童措置費でございます。本年度2億7,064万6,000円の計上でございます。児童手当におきまして、対象者数が減少となっております。

45ページをお願いいたします。

目の3保育所費でございます。本年度3億8,675万7,000円の計上でございます。説明欄の上から4つ目でございます。保育園統合事業、予算的には5万5,000円でございます。引き続きまして、認定こども園化、また統合につきましても検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして47ページをお願いいたします。

衛生費、保健衛生費、目の2予防費、また48ページにあります目の3母子保健費、目の4成人保健費、こちらにつきましては前年度並みの計上となっております。

49ページをお願いいたします。

目の5環境衛生費でございます。本年度1,918万4,000円の計上でございます。災害廃棄物処理計画の策定委託料が減額となっております。

50ページをお願いいたします。

款、衛生費、項の清掃費、目の塵芥処理費でございます。本年度1億5,867万4,000円でございます。対前年度924万6,000円の増となっております。一部事務組合への負担金がふえております。また、塵芥車の更新も考えております。こちらはリース対応で考えております。また、ふとん回収事業も引

き続きまして実施をしてみたいと考えております。

続きまして51ページをお願いいたします。

農林水産業費、項の農業費、目の3 農業振興費でございます。本年度3,714万3,000円、7,777万円の減でございます。休耕田の管理補助金、こちらを減額させていただいております。

52ページをお願いいたします。

目の5 農地費でございます。本年度1,807万円、対前年1,333万円の減でございます。説明欄でございます。最下段の県営かんがい排水事業の県営事業負担金でございます。こちらは増額となっております。そのほか、町単の土地改良事業費につきましては減額をさせていただいております。

54ページをお願いいたします。

款は商工費でございます。項は商工費、目は2 商工業振興費でございます。本年度6,200万7,000円でございます。

55ページのほうをごらんいただきたいと思います。

説明欄最下段でございます。企業立地促進事業として4,123万6,000円を計上しております。企業立地奨励ということで、対象企業が1社増の4社となっております。

56ページをお願いいたします。

款の土木費、項は道路橋りょう費、目の1 道路維持費でございます。本年度5,996万円、対前年5,644万円の減としております。工事費のほうを減額させていただいております。

続きまして57ページの最下段でございます。

款、土木費、項、都市計画費、目、都市計画総務費でございます。本年度6,002万3,000円の計上です。対前年3,470万8,000円の増でございます。

ページは、58ページのほうをごらんいただきたいと思います。

節区分13委託料でございます。4,030万5,000円の計上でございます。土地利用の見直しに係ります業務委託を計上いたしております。

続きまして、目の2 都市計画整備事業費でございます。本年度1億321万3,000円でございます。対前年4億3,109万1,000円と大きく減額といたしております。スマートインターチェンジの建設の関係、また社会資本総合整備事業、こちらのほうの事業費を減額させていただいております。

目の3 下水道整備費でございます。下水道会計の繰り出しでございます。前年と同額の3億8,000万円で計上いたしております。

ページは、61ページをお願いいたします。

款の消防費、項の消防費、目は4 災害対策費でございます。本年度1,457万5,000円の計上でございます。地域防災計画の見直し等に係ります経費が減額となっております。また、Jアラート受信機の更新に係る経費を計上いたしております。

63ページをお願いいたします。

款の教育費、項の教育総務費でございます。目の4 国際交流費でございます。2,070万5,000円の計上でございます。引き続きまして国際交流のほうを進めてまいりたいと考えております。

65ページをお願いいたします。

款の教育費、項の小学校費でございます。ページのほうは、またあわせまして66ページもお願いいたします。

小学校費、中学校費でございます。いずれもエアコンの設置によりまして、光熱水費を減額しております。また、情報機器の関係で、機器のリース料も減額をいたしております。

67ページをお願いいたします。

項の社会教育費となります。こちらのほうでは68ページになりますが、中央公民館、また69ページになりますハートピア安八、こちらの施設に係る経費を計上いたしております。

70ページをお願いいたします。

目は最下段でございます。勤労青少年ホーム費でございます。今年度、計上はございません。平成30年度では、勤労青少年ホームとしての機能は閉じさせていただきたいと考えております。

71ページをお願いいたします。

項の保健体育費、目の公園施設費でございます。本年度計上387万円でございます。アンヒルパーク等の公園の遊具の修繕費を減額となっております。

ページを進めていただきまして、74ページをお願いいたします。

公債費でございます。元金、利子合わせまして5億4,288万1,000円、対前年6,798万2,000円で計上いたしております。

予備費につきましては、前年同額の900万円での計上となっております。

76ページをお願いいたします。

76ページ、77ページにわたります地方債の状況でございます。

77ページ、一番右の最下段をごらんいただきたいと思います。平成30年度末でございますが、59億263万1,000円の地方債残高になるというふうに見込んでおります。

78ページをお願いいたします。

78ページ以降が給与費明細でございます。職員数、また給与額等の前年度との比較もまとめております。

以上で一般会計の御説明とさせていただきます。

議長 ここで午前中の部を終わります。暫時休憩とさせていただきます。午後
の部は1時15分再開とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。で
は、ここで暫時休憩とさせていただきます。

(午後0時07分 休憩)

(午後1時15分 再開)

議長 では、再開いたします。

議長 引き続き、説明をお願いします。

副町長 岡田武史君。

副町長 では、国保会計へ移らせていただきます。

予算書の用紙の黄色いところをごらんいただきたいと思います。

国民健康保険特別会計予算でございます。

見出しをはねていただきまして、議第16号 平成30年度安八郡安八町国民
健康保険特別会計予算。

平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところ
による。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億
9,100万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表
歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時

借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定める。

(歳出予算の流用) 第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算でございます。

1ページ、2ページが歳入、3ページ、4ページが歳出でございます。5ページにつきましては、歳入歳出予算事項別明細書でございます。6ページにつきましては歳出でございます。

平成30年度からは、先ほど議第10号、安八町国民健康保険条例の一部改正を上程させていただきましたが、これまでの制度が変更となり、県広域化事業へ移行することになります。県が国保財政を担うことで、財政基盤が強化されることとなります。これにより、これまでのお金の流れが大きく変わることとなります。国保へ加入されている方からの保険料を町から県へ納付金という形で納付します。保険者等への支払いのため、これまで国などから負担金・交付金を受けておりましたが、これも改正により、県から町に対し、必要な額が交付されることとなります。また、保険料の算定につきましては、県へ納める納付金の算定方式に合わせ、4方式から、資産割を除く3方式に変更させていただきたいと思っております。

なお、被保険者数は前年度より120人減の3,320人、1人当たりの平均年額保険料は10万3,000円と見込んでおります。

7ページをごらんいただきたいと思います。

保険料につきましては、合計しまして3億2,110万円、対前年3,950万円の減で見込んでおります。

8ページをお願いいたします。

国庫支出金、また療養給付費交付金につきましては、ほぼゼロとなっております。

一方、9ページになりますが、県支出金としまして、保険給付費等の必要額が交付されます。11億6,145万6,000円を計上しております。

10ページをお願いいたします。

繰入金としまして、一般会計からは1億220万円、基金からは58万9,000円を繰り入れします。

12ページをお願いいたします。

前期高齢者交付金、また共同事業交付金につきましては、県が主体となることで、こちらもゼロとなっております。

続きまして歳出でございます。13ページをお願いいたします。

款の2の保険給付費でございます。こちらは一般、また退職も合わせまして、14ページになりますが10億26万5,000円を計上しております。

ページのほうを進めていただきまして16ページ、また17ページになります。

款の3国民健康保険事業費納付金につきましては、町が収納した保険料などを納付金として県へ納付するものでございます。合計しまして3億9,864万2,000円を計上しております。

以上で、国民健康保険特別会計の御説明とさせていただきます。

続きまして、用紙の紫色のところをごらんいただきたいと思っております。

後期高齢者医療特別会計予算でございます。

見出しをはねていただきまして、議第17号 平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算。

平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,800万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算でございます。

1ページが歳入、2ページが歳出となっております。

3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

3ページが歳入、4ページが歳出となっております。

5ページ以降が内訳となります。

まず、款の1 後期高齢者医療保険料でございます。本年度につきましては、合計しまして1億561万7,000円。ほぼ前年度並みの計上となっております。対象者数は、対前年68人増の1,888人と見込んでおります。

6 ページをお願いいたします。

款の5 繰入金でございます。一般会計からは、合計しまして4,371万8,000円の繰り入れをいたします。

ページのほうは9 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。本年度につきましては1億4,506万円、対前年比較112万7,000円の増で見込んでおります。

以上で、後期高齢者医療特別会計の予算説明とさせていただきます。

続きまして、用紙はオレンジ色のところをごらんいただきたいと思います。児童発達支援事業特別会計予算でございます。

こちらにつきましても、先ほど議第7号で上程させていただいておりました。これまで一般会計で処理をしておりましたが、会計処理を明確にするため、特別会計を設けるものでございます。

見出しをはねていただきまして、議第18号 平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算。

平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,500万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月7日提出、安八郡安八町長。

ページをはねていただきまして、1 ページにつきましては、第1表 歳入歳出予算の歳入でございます。

2 ページにつきましては、歳出となっております。

3 ページにつきましては、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

4 ページが歳出となっております。

5 ページ以降が内訳でございます。

まず、歳入でございます。

款、項とも障害児給付費でございます。目、児童発達支援費でございます。1,134万円の計上でございます。国保連合会からの障害福祉サービス費でございます。

続きまして、款の2分担金及び負担金、項の負担金、目は児童発達支援負担金でございます。115万9,000円の計上でございます。こちらは、利用者からの負担金でございます。

款の3繰入金、こちらについては一般会計からの繰入金でございます。1,249万5,000円の計上でございます。

続きまして、ページは7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款の総務費、項の1総務管理費、目は一般管理費でございます。2,445万9,000円の計上でございます。主に職員人件費でございます。

款の2児童発達支援事業費でございます。項、障害児給付費、目は児童発達支援事業費でございます。51万1,000円の計上でございます。保育に係ります事務経費を計上しております。

以上で、予算説明とさせていただきます。

続きまして、水道事業会計予算でございます。

青色のところをごらんいただきたいと思います。

見出しをはねていただきまして、議第19号 平成30年度安八郡安八町水道事業会計予算。

(総則) 第1条、平成30年度安八郡安八町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量) 第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)としまして、給水戸数、4,874戸。(2)としまして、1日平均給水量、4,369立方メートル。(3)年間総給水量、159万4,698立方メートル。(4)主要な建設改良事業、イとしまして、管理棟兼配水ポンプ場機械・電気設備工事。

(収益的収入及び支出) 第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

2ページをお願いいたします。

収入でございます。まず第1款、水道事業収益でございます。営業収益、

営業外収益を合わせまして2億1,306万2,000円でございます。

支出につきましては、水道事業費用としまして、営業費用、営業外費用、予備費を合わせまして1億6,249万1,000円でございます。

(資本的収入及び支出)第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額3,610万9,000円は、過年度及び当年度分損益勘定留保資金3,610万9,000円で補填する。

3ページをお願いいたします。

収入でございます。第1款、資本的収入。こちらは企業債でございます。8億8,340万円でございます。

支出でございます。資本的支出としまして、建設改良費8億8,544万円、企業債償還金としまして3,406万9,000円、合わせまして9億1,950万9,000円でございます。

(企業債)第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は、管理棟兼配水ポンプ場機械・電気設備工事、限度額は8億8,340万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、ごらんのとおりでございます。

4ページをお願いいたします。

(一時借入金)第6条、一時借入金の限度額は200万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費2,335万1,000円。

(棚卸資産購入限度額)第8条、棚卸資産の購入限度額は577万円と定める。

平成30年3月7日提出、安八郡安八町長。

平成30年度につきましては、現在、配水場のポンプ整備を進めております。30年度におきましては、機械・電気設備工事のほうを進めてまいりたいと考えております。

5ページにつきましては、水道事業会計の実施計画書でございます。御説明につきましては、ページを進めていただきまして、28ページをごらんいただきたいと思ひます。

平成30年度安八町水道事業会計予算実施計画明細書、収益的収入及び支出。まず、収入でございます。

款の水道事業収益としまして、2億1,306万2,000円を計上しております。対前年570万2,000円の増となっております。

29ページのほうをごらんいただきたいと思ひます。

目、最下段でございます。6の消費税還付金として3,287万5,000円を計上しております。こちらは対前年841万4,000円の増となっております。配水場の機械・電気設備工事の工事費が多額となり、市民課税がふえることとなります。これにより、消費税の還付金が増額すると見込んでおります。

30ページをお願いいたします。

支出でございます。

水道事業費用としまして、合計で1億6,249万1,000円を計上しております。対前年830万3,000円の増となっております。

項の営業費用、目の原水及び浄水費をごらんいただきたいと思ひます。こちらは合わせまして3,596万9,000円を計上しております。

節の16委託料になります。説明につきましては2段目でございますが、管理棟兼配水ポンプ場機械・電気設備工事管理委託、こちらのほうが増額となっております。

ページを進めていただきまして、36ページをごらんいただきたいと思ひます。

資本的収入及び支出でございます。

36ページは収入でございます。

資本的収入としまして、8億8,340万円を計上しております。全て企業債でございます。配水ポンプ場の機械・電気設備工事に充当するものでございます。

37ページをお願いいたします。

支出でございます。

資本的支出としまして、まず項の建設改良費として8億8,544万円。機

械・電気設備工事費でございます。また、企業債として3,406万9,000円を計上しております。

恐れ入ります。ページのほうをお戻りいただきまして、11ページをお願いいたします。

11ページでございます。こちらのほうは、平成30年度安八町水道事業のキャッシュ・フロー計算書でございます。11ページから12ページにわたります。お金の流れ等をまとめたものでございます。

13ページ以降に職員の給与費の明細書をつけてございます。

ページのほうは17ページをお願いいたします。

17ページのほうでは、29年度末の予定損益計算書、18ページは30年度末の予定損益計算書でございます。

19ページをごらんいただきたいと思います。

こちらが29年度末の予定の貸借対照表でございます。

ページは22ページをお願いいたします。

30年度末の予定の貸借対照表でございます。この中で、資産の部、2の流動資産をごらんいただきたいと思います。

(1)としまして現金預金6億8,115万3,030円でございます。30年度末にはこれぐらいの現金預金があると見込んでおるものでございます。配水場の整備によりまして、多額の資金が必要となります。企業債等も有効に活用し、健全な水道事業会計の運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で、水道事業会計の予算説明とさせていただきます。

続きまして、用紙は緑色になります。公共下水道の予算につきまして、お願いしたいと思います。

見出しははねていただきまして、議第20号 平成30年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算。

平成30年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億3,800万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債) 第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金) 第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用) 第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1枚はねていただきまして、公共下水道費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月7日提出、安八郡安八町長。

1ページが第1表 歳入歳出予算の歳入となります。2ページが歳出でございます。

3ページをお願いいたします。

第2表 地方債でございます。

起債の目的は、公共下水道整備事業でございます。限度額は2億1,130万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましてははごらんのとおりでございます。

はねていただきまして、4ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の4ページが歳入でございます。5ページが歳出となっております。

6ページをお願いいたします。以降が明細となります。

平成30年度におきましては、浄化センターの維持管理費、また公債費など、継続的な経費のほか、浄化センターの長寿命化計画の関係で電気設備工事を進めていきたいと考えております。

6ページ、まず歳入でございます。

分担金及び負担金、負担金でございます。こちらは本年度合わせまして843万2,000円の計上でございます。

款の2 使用料及び手数料につきましては、使用料として2億5,758万円、対前年642万9,000円の増で計上しております。

款の3 国庫支出金につきましては4,721万6,000円。浄化センターの電気設

備工事に対する補助金でございます。

7ページをお願いいたします。

款の5繰入金でございます。一般会計からは、前年同額3億8,000万の繰り入れをいたします。基金のほうからは、その下になりますが、下水道整備基金から2,800万円の繰り入れをいたします。

8ページをお願いいたします。最下段でございます。

町債として、下水道事業債。こちらは資本費平準化債、また浄化センターの電気設備工事に対しまして、合わせまして2億1,130万円の町債を発行する予定でございます。

9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

まず、公共下水道建設費でございます。本年度1億5,442万円を計上しております。説明欄の最下段をごらんいただきたいと思います。処理場整備費としまして、電気設備工事費も含めまして8,692万円を計上させていただいております。

10ページをお願いいたします。

目の浄化センター管理費につきましては、1億5,879万4,000円で計上しております。

その下になります公債費につきましては、元金、利子合わせまして6億2,269万6,000円を計上しております。

11ページをお願いいたします。

予備費につきましては、209万円を計上いたしております。

12ページをお願いいたします。

地方債の状況でございます。表の一番右の最下段をごらんいただきたいと思います。

平成30年度末の地方債残高の見込みとしまして、61億2,591万1,000円と見込んでおります。

13ページにつきましては、職員の給与費の関係でございます。

以上で、平成30年度予算説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

引き続きまして、議案書をごらんいただきたいと思います。議案書のペー

ジの77ページをごらんいただきたいと思います。

議第21号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて。

地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条の規定により、安八町公共下水道事業特別会計は、次のとおり平成30年度安八町一般会計から繰り入れるものとする。

平成30年3月7日提出、安八郡安八町長。

記でございます。

1としまして、繰入額3億8,000万円。2.繰り入れの理由、下水道事業においては、事業収入のみでの事業実施は健全財政を維持することが困難なため、一般会計から繰り入れするものであります。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第15号から議第21号までは、会期内の各常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第15号から議第21号までは会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第24、議第22号 町道路線の認定について、日程第25、議第23号 町道路線の変更についての2議案を一括議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長兼スマートインターチェンジ建設推進室長 岡田立君。

建設課長兼S I C建設推進室長 それでは、79ページをお願いいたします。

議第22号について、朗読並びに提案説明させていただきます。

議第22号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

平成30年3月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、認定をお願いします路線の明細でございます。次ページ以降、85ページまでが対象となる路線網図になります。

81ページに戻っていただきまして、整理番号の1番、東脇9号線と2番の中筋23号線につきましては、住宅分譲開発に伴う道路の寄附採納による認定

でございます。

そして、整理番号の3番、中ノ瀬3号線と4番、神田古子2号線につきましては、農水省関係の補助金により改良された道路であるため、現在まで農道として位置づけ、管理を行ってきましたが、市街化区域に編入されたり、交付税等にも有利になるということから、今後は町道として管理していくこととし、認定をお願いするものでございます。

続いて、87ページをお願いいたします。

議第23号について、朗読並びに提案説明をさせていただきます。

議第23号 町道路線の変更について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

平成30年3月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、変更をお願いします路線の明細でございます。

そして、91ページ、92ページが路線変更の路線網図でございます。

変更する路線は、坊野不納場線でございます。オーデリカファクトリーの工場立地により、町道の一部が工場の敷地となりましたので、その部分の町道認定を外し、道路延長の変更をお願いするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま議題となっております議第22号、議第23号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第22号、議第23号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

議 長 日程第26、議第24号 指定管理者の指定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議第24号につきまして、朗読説明申し上げます。

議第24号 指定管理者の指定について。

指定管理者の指定を次のとおりとする。

平成30年3月7日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 管理を行わせる施設の名称、安八町社会就労センター「ひかりの里」。2. 指定管理者となる団体の名称、社会福祉法人、安八町社会福祉協議会。3. 指定管理者の期間、平成30年4月1日から平成35年3月31日まで。

「ひかりの里」は、就労支援を目的とした通所施設でございます。施設の設置目的を効果的に達成するために、引き続き指定するものでございます。

以上、御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第24号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第24号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定しました。

お諮りします。

各常任委員会の審査のため、3月8日から3月15日までの8日間を休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、3月8日から3月15日までの8日間を休会することに決定します。

以上で、本日の日程を全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、3月16日は午前10時から本会議を開きますので、議場にお集まりください。また、最初に一般質問を行い、続いて議案の審議を行いますので、御了承をお願いいたします。

次、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会は2時10分からということで、よろしく願いします。お疲れさまでした。

(散会時間 午後1時50分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月7日

議 長 大 平 文 雄

議 員 古 澤 榮 一

議 員 山 中 美 恵 子

平成30年3月16日（第2日）

議 事 日 程 (平成30年3月16日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 委員会報告
- 日程第4 議第3号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議第4号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第5号 安八町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第6号 安八町児童発達支援事業施設設置条例制定について
- 日程第8 議第7号 安八町児童発達支援事業特別会計条例制定について
- 日程第9 議第8号 安八町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第9号 安八町保健センターの設置及び管理に関する条例制定について
- 日程第11 議第10号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第11号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議第12号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第14 議第13号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議第14号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議第15号 平成30年度安八郡安八町一般会計予算
- 日程第17 議第16号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算
- 日程第18 議第17号 平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議第18号 平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算
- 日程第20 議第19号 平成30年度安八郡安八町水道事業会計予算
- 日程第21 議第20号 平成30年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第22 議第21号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 日程第23 議第22号 町道路線の認定について
- 日程第24 議第23号 町道路線の変更について

日程第25 議第24号 指定管理者の指定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大 平 文 雄

○出席議員（10名）

1番 西 松 幸 子	2番 碓 井 昭 夫	3番 西 松 巖
4番 安 井 忠	5番 小 川 文 雄	6番 大 平 文 雄
7番 岩 田 讓 治	8番 古 澤 榮 一	9番 山 中 美 惠 子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	堀 正	副 町 長	岡 田 武 史
教 育 長	渡 邊 均	建 設 調 整 監	橋 本 典 和
総 務 課 長	坂 優	企 画 調 整 課 長	大 平 共 美
会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	堀 芳 弘	住 民 環 境 課 長	吉 村 等
福 祉 調 整 監	堀 隆 志	福 祉 課 長	坂 和 由
建 設 課 長 兼 S I C 建 設 推 進 室 長	岡 田 立	産 業 振 興 課 長	西 松 博 美
生 涯 学 習 課 長	安 井 孝 行	学 校 教 育 課 長	河 合 一

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	山 田 靖	書 記	定 益 直 子
書 記	土 岐 寿 徳		

(開議時間 午前10時00分)

議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第1回安八町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、10番 渡邊明博君、1番 西松幸子君を指名いたします。

議長 日程第2、一般質問を行います。

質問通告により、発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いいたします。再質問は2回までといたしますので、よろしくお願いいたします。

7番 岩田讓治君。

7番 ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、学校の先生の働き方改革についてお尋ねをいたします。

文科省の2016年度の調査で、公立小学校教員の33%、公立中学校の教員の57%が過労死ラインを超えたという報告がございます。教員は一般の労働法規とは異なる制度で運用されているとはいえ、教員の長時間労働は仕方がないとするのは違法性に問われ、改善が必要だと思います。教員の働き方改革を進めるためには、何が必要なのでしょうか。働き方改革には、教育の質を維持しながら、教員の長時間労働勤務を是正するという2つの命題がございます。

日本の教育はヨーロッパと違い、教員は教科、生徒指導、倫理、あるいはスポーツなど、全てを教えるのが特徴でございます。特に小学校でございます。それは国際的にも高い評価を受けておりますが、問題はそれが教員の長時間労働によって支えられているということでございます。

この長時間勤務を軽減させようと、各自治体ではいろいろな対策が考えられております。先般の新聞報道では、岐阜市は来年度から、教員は16連休を

予定していると報じられました。これだけの長時間閉庁日は横浜市の連続14日間、静岡県吉田町の10日間、これは昨年から実施されておりますが、それより長く、全国にもこれほど長いものはないようでございます。

文科省は働き方改革の一環として、一定期間の学校閉庁日を設けるよう全国の教育委員会に促しておるところでございます。これは、教員が生活時間を取り戻せ、余裕のある心で子供たちに接することができるよい取り組みだと思えます。

しかし、過重労働の本質的な解決策とは言えず、部活動指導の外部人材やスクールカウンセラーの活用、教員の増など、できる対策を同時に進めるべきだと思います。

そこで、以下のことを質問させていただきます。

1番、町は水曜日を教職員のノー残業デーとしていますが、完全に実施されていますか。

2番、教員が「教える」に集中できる体制になっていますか。つまり、ほかの過度な業務の処理や指導はしていませんか。人員定数は満たされていますか。

3番、部活動など超勤手当の支給はどうなっていますか。外部指導員の起用など、現状はどうしていますか。

4番、スポーツ庁は1月に中学の部活動の休養日を最低でも週2日間とする、練習時間は平日2時間程度、休日でも3時間程度とするという指針を公表いたしました。当町ではどのように考えておられますか。

5番、教職員の夏休みや冬休みにおける長期閉庁日制度、留守番電話の導入などは考えていますか。

6番、勤務時間の管理は、タイムカード等で行われていますか。

ただ、現状に対し、何らかの対策を講じたとき、それが子供たちに悪影響を及ぼすようなことになっては本末転倒でございます。この点を十分に御考慮いただき、対応も含めた教育長の御答弁をお願いいたします。

議 長 教育長 渡邊均君。

教育長 岩田議員の「教える」に集中できる体制づくりについて、お答えをします。

まず、1点目の毎週水曜日のノー残業デーにつきましては、平成28年度当初より、各学校とも管理職の指導のもと、実施しております。しかし、午後

6時までの業務終了ということには、完全実施までに至っておりません。現在まで、管理職が口頭で退校を促すなどの管理職による管理体制を継続しております。

教育委員会といたしましても、随時、電話確認等により時間の遵守を指導しておる状況でございます。引き続き、業務量の削減と教員の意識改革を図っていきたいと考えております。

2点目の「教える」以外の過度な業務につきましては、これまで学校では職員会議等は会議時間を短くしたり、ペーパーレスにしたりして、業務量を削減してきております。町教育委員会といたしましても、会議・行事の回数精選と時間短縮を指導・実施してきております。

岐阜県教育委員会といたしましては、平成30年度より、研修会の回数や提出物を減らしたり、調査報告書をほかから転用したりして、業務量を削減することとしております。

なお、人員定数につきましては、常勤講師も含めまして、定数は満たされております。

3点目の部活動のための時間外勤務手当といたしましては、県費によりまして部活動指導手当が規定に基づいて支給されております。また、外部指導員として、現在は技術力の向上のための部活動社会人指導者の方、例えば登龍中学校では7部活動に15名のコーチを雇用している状況でございます。

今後、教員の部活動指導による時間外勤務の削減を図るために、教員がいなくても指導・監督のできる部活動指導員の育成・雇用について検討したいと考えております。

4点目の部活動の休養日につきましては、県の指針に基づき、既に平日に週2日実施しております。今後は、休日の休養日の設定について検討をしてまいります。

また、練習時間につきましては、4時間以上が多くなっている状況でございます。今後、スポーツ庁の示します時間、休日3時間程度との一致を図るように県教育委員会へ部活動指導手当の規定時間の短縮を提案していきたいと考えております。

5点目でございます。

長期休業中の閉庁日につきましては、教員の年次休暇の取得促進を考え、

来年度からは12月29日から1月3日までの年末年始の閉庁日に加えまして、8月13日から17日までの夏期の閉庁日を追加することで、町校長会と調整したところでございます。

また、留守番電話につきましては、今まで検討してまいりました。現在は管理職による巡回日を設けて施設管理をするとともに、生徒指導等の緊急対応に備えて、初動におくれをとらない携帯電話によって対応しております。

6点目の勤務時間の管理につきましては、タイムカードの導入について検討してきておりますが、現在、毎日の出勤時刻、退校時刻、残業時間を月別の勤務簿に各自で記入をし、かつ管理職が随時退校を見届けるという形をとっております。

以上の各項目別の対応状況を鑑みますと、議員御指摘のとおり、ノー残業デー等を設定しても次の日に残業している状況などは解消されておりません。

つきましては、新学習指導要領の実施を控え、今後は効率的な指導を維持しつつ、業務のあり方を抜本的に見直して、より質の高い教育の提供と働きがいを持って勤務できる学校体制の整備を推進する所存でございます。

以上、岩田議員の御質問への答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長 岩田讓治君。

7番 どうもありがとうございました。

大変、具体的な御答弁で、一つずつ理解ができるものでございました。

ただ、部活動につきまして、安八だけが練習量を減らしても、例えば輪之内、神戸、大垣が長時間練習をしておれば、試合になったときに負けてしまう、あるいは大きな大会で負けてしまうということになりますと、子供たちのモチベーションも下がってしまうということで、このあたりは大変難しい問題があるわけですね。

ですから、やはり1市町村だけじゃなしに地域を巻き込む、あるいは県を巻き込む、そういう大きい意味での部活動指導の時間の短縮。これは、やはりもっともっとみんなが考え、そして進めなければいけないんじゃないかなと、今、御答弁を聞いて、そんなことを感じた次第でございます。

そういう方向で、ぜひとも教育長さんには、町内だけじゃなしに、外部に向けても声を大きくして取り組んでいただきたいなというふうに思っておる

ところでございます。

最後に、私が申し上げましたように、先生の働く時間を減らすことによって、子供たちに悪影響が出てはいかんというのが大前提でございます。教育の質を保ちながら、先生の仕事量といたしますか、勤務時間を減らしていくということが、やはり知恵を出していただきまして進めていただきたい、そんなふうに思っております。

これは要望でございます。再質問ではございません。どうもありがとうございました。質問を終わります。

議長 1番 西松幸子君。

1番 おはようございます。よろしく願いいたします。

私のほうから、2点、伺いたいと思います。

まず初めに、歯を失う歯周病、メンテナンスで寿命を長くについて伺います。

歯周病・虫歯は、口腔内の常在細菌によって引き起こされる疾患です。この細菌とその産物の塊をプラーク（歯垢）といい、歯周病・虫歯の予防には歯垢除去が欠かせません。歯周病は自覚症状が乏しいため、来院時、既に歯を支える歯根骨がほとんどなくなっていることがよくあります。歯科検診による早期発見と治療が必要です。そして、一度、治療をして症状が改善した後、口の中の環境を歯周病・虫歯にならない状態を長く維持していくためには、メンテナンスに取り組むことが必要です。

できてしまった虫歯を削って詰めたり、抜歯して入れ歯を入れたりすることが歯科治療と思われていますが、それを繰り返しては、歯を救うことはできません。歯周病・虫歯の原因そのものに目を向けた取り組みが求められるのです。

歯科医療の先進国では、虫歯の修復などをしっかり行った上で、健康な歯を守り、育て、生涯にわたって維持していく取り組みが主流となっております。日本でもその転換が行われています。

メンテナンスとは、そうした精神で取り組む歯科医療のあり方であります。痛いときだけ訪れるところから、口の中が気持ちよくなるころへと診療は変わりつつあります。

メンテナンスは、患者みずからが毎日行うセルフケアと歯科医や歯科衛生

士が行うプロフェッショナルケアがあり、両方が欠かせません。重きが大きいのはセルフケアです。

かむ力、飲み込む力は、健康長寿の必須条件であります。当町の保健センターでは、18歳以上39歳以下の方と40歳、50歳、60歳、70歳になった人に歯の検診の案内をしていると聞きましたけれども、胃がん検診や大腸がん検診と同じように、歯科検診も申し込みができるようにしていただけたらと思います。

また、歯周病により歯を失うと、認知症や骨折を起こしやすいことが歯科医師らの調査でもわかっています。歯の本数維持が転倒を防ぐことの周知と取り組みをお願いしたいと思います。

以上のことについて、福祉課長に伺います。

2点目に、口腔崩壊の実態が明らかにについて伺います。

2016年の学校歯科治療調査によりますと、小学校で回答のあった200校で健診を受けた児童数は5万749人で、そのうち、要受診と診断されたのが1万7,055人でした。健診後、医療機関への受診者数は1万976人で、未受診率が35.64%と3分の1強が未受診でした。口腔崩壊状態の児童に出会ったことがあるとした学校は57校、28.5%でした。

寄せられた事例では、「就学時健診時から多くの虫歯を抱え、生えかわるからとの理由で残根状態のまま放置している」「歯科治療に対する恐怖心が強い」「ひとり親家庭、共働きなど、親の就労環境により歯科医院に連れていく時間的余裕がない」「休日も親の予定が最優先で、子供に対する関心が低い」「外国籍児童は、口腔管理に対する考え方の違いや意思疎通のコミュニケーション力の不備から放置したまま」などが寄せられています。

中学校でも未受診者は半数超え、口腔崩壊「ある」は4分の1でした。また、特別支援学校では、未受診者は半数弱、口腔崩壊「ある」は半数超えでした。

今回の調査結果から、児童・生徒を取り巻く養育環境が大きくかかわっているように思います。

当町では、どういう状況なのか、伺います。

以上のことについて、担当課長にお尋ねいたします。

議 長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 西松幸子議員の1点目の質問、歯を失う歯周病、メンテナンスで寿命を長くについてお答えいたします。

現在、安八町では健康増進計画「健康あんぱち21」におきまして、健康で生き生きと暮らせるまちづくりを基本目標とし、自分の健康は自分でつくるという考え方を普及しつつ、住民の主体的な健康づくりに対する取り組みの充実強化を目指しているところでございます。

議員からは、歯科保健事業についてのお尋ねと承知しておりますので、まず当町の歯科保健事業の現状について、各年代別に御説明させていただきます。

初めに、妊婦歯科健診を妊娠中の方に実施しております。その後、生後10カ月児には乳歯の生え始めの確認指導を、1歳6カ月児及び3歳児には歯科健診と歯磨きの指導を、2歳児についてはフッ素の塗布と歯磨き指導を実施しております。学童につきましては、後ほどの2点目の質問での回答とさせていただきます。

以上が母子保健法に基づくものでございます。

続いて、健康増進法に基づくものとしては、18歳から39歳までの健康増進の健診時におきまして、希望者を対象として歯科健診を実施しております。さらに、40歳、50歳、60歳、70歳の年齢の節目の方を対象に歯周疾患検診を実施しております。いずれも歯科医師や歯科衛生士と連携を図りながら実施をしております。

次に、75歳以上の方につきましては、岐阜県後期高齢者医療広域連合の事業といたしまして、ぎふ・さわやか口腔健診を実施しております。加えて、80歳時点で20本以上の自分の歯を持っている方に対して、西濃口腔保健協議会が表彰を実施しております。

このように、国の法や指針に基づいて各種健診を実施しております。また、当然として、歯周病や虫歯を予防することは認知症や転倒、骨折のリスクを抑えることにもつながっていることと承知をいたしております。

この点において、町では「健康あんぱち21」に基づき、75歳から84歳までの方に対して、自分の歯を20本以上有する割合を45%以上にするという目標を掲げ、保健師による個別や集団の保健指導を行っております。個別指導では、健康維持のため、歯の喪失予防や受診・治療の勧奨に努めており、また

集団指導におきましては、地域でのサロンや老人クラブ活動、介護予防教室などに出向きまして、フレイルやサルコペニア、フレイルといいますのは、加齢に伴い身体や認知機能が低下した状態のことをいいます。サルコペニアとは、筋肉の衰えによる身体機能が低下した状態のことをいいます。このフレイルやサルコペニアの基礎知識、並びに自分でできる口腔ケアの方法につきまして、講義や指導を実施しております。

以上のように、町では、出生前の妊婦から高齢者までの幅広い方を対象に事業を実施、展開しております。

さて、議員御要望の40歳以上全ての方を対象とした歯科検診の実施につきましては、各種がん検診などのメニューに歯科検診を加えていただきたいということでございますが、現在、国では、この40歳以上全ての方を対象とする歯科検診の指針がございません。したがって、町としては、先ほど御説明申し上げたとおり、国の指針に基づいた従来の歯科検診を年代別に引き続き実施してまいりたいと考えております。

なお、節目以外の方々につきましては、自分の歯は自分で守るというセルフケアに重点を置きまして、家庭における重要性を住民の皆様に対して周知、並びに啓発に努めてまいりたいと考えております。どうか御理解賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

以上、西松幸子議員の1点目の質問に対する回答とさせていただきます。

議 長 学校教育課長 河合一君。

学校教育課長 西松幸子議員の2点目の御質問、口腔崩壊の実態が明らかにについてお答えします。

まず、東安中学校を含む当町の小・中学校児童・生徒における歯科検診の状況でございます。

本年度4月から5月にかけて実施した歯科検診において、齲歯、すなわち虫歯、歯並びやかみ合わせ、歯垢の付着、歯肉炎等で歯や口腔に異常があり、要受診とされた割合「齲歯等罹患率」は、小学生44.8%、中学生33.2%で、平成28年度の全国平均値、小学校48.9%、中学校37.5%に対し、小・中学校とも、やや低くなっており、学校での給食後の歯磨きの定着や口腔衛生に関する学習指導、家庭での保護者の御理解のたまものと感謝する次第でございます。

また、歯科検診後から1月末までの要受診者における医療機関等への未受診率は、小学校が28%、中学校が66%となっており、議員が上げられた統計値、平成28年度県保険医協会発表の数値、小学校35.64%、中学校56.47%と比較し、小学校では低くなっている一方、中学校ではかなり高くなっております。中学校では、虫歯治療はするものの、歯並びやかみ合わせ、歯肉炎等はそのまま放置され、未受診率が高くなる傾向にあると分析しております。

また、10本以上の虫歯があったり、歯の根っこしか残っていない状態で虫歯や歯周病を治療せず放置して、次々と歯を失っている状態、いわゆる口腔崩壊にある児童・生徒は、全体の0.07%とごくわずかですが、存在します。

口腔崩壊となる要因は、当町としても、議員が挙げられた事例と同様と推察しており、今後も未受診者の減少に努め、口腔崩壊に至らないよう、学校から保護者に対し、未受診者に対する治療の督促、さらに懇談の折など機会を通じ、家庭での生活習慣の見直しと口腔管理の理解を促してまいります。

さらに、郡歯科医師会・学校歯科医等の専門的な指導を受けながら、学校内での給食後の歯磨きの習慣化、6月4日からの「歯と口の健康週間」、11月8日の「いい歯の日」における歯磨き指導や口腔衛生に関する学習など、養護教諭を中心に児童・生徒の口腔衛生の向上を図ってまいります。

また、保護者へも口腔の健康づくりは子供の生涯の健康の保持増進につながることを「保健だより」等を通じ継続的に啓発するなどして、学校、児童・生徒、保護者が連携して取り組んでまいります。

以上、西松幸子議員の御質問の回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 西松幸子君。

1番 大変ありがとうございました。

当町の小・中学校では、学校での給食後の歯磨きや口腔衛生に関する指導がされていますので、口腔崩壊にある児童・生徒はごくわずかであるという結果にとりあえず安心いたしました。これからも引き続き、口腔健康づくりに関しまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、40歳以上全ての方を対象とした歯科検診の実施についてであります。が、国保新聞によりますと、厚労省が市町村国保の保健事業の充実を推進するヘルスアップ支援事業を創設する案を示しました。国が予算の面から支援

するということですので、実施に向けて検討していただけないか、福祉課長に伺います。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 ただいまの質問の件につきましては、現在、国・県からの文書は届いておりません。今後、詳細な通達があり次第、検討してまいりたいと考えております。

以上、西松議員の再質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 西松幸子君。

1番 ありがとうございます。

これは、29年度11月に国保新聞に載っておりましたので、もうすぐまた連絡が来ると思いますので、ぜひとも検討していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長 5番 小川文雄君。

5番 ただいま発言のお許しをいただきましたので、私からは安八温泉周辺の環境整備についてと題しまして、質問をさせていただきます。

きょうは地元の区長さんを初め、傍聴に来ていただいておりますので、倍旧の思いで、頑張って質問をさせていただきます。また、地元非常にかわりの深い御質問でございますので、お許しをいただきたいと思えます。

昨年3月に安八町の温泉を核とした、にぎわいのあるまちづくりということで質問させていただきましたが、その内容に一部重複する部分がございますが、あらかじめお許しをいただきたいと思えます。

さて、いよいよ今月24日に安八スマートインターチェンジが供用開始となります。4月からは、瑞穂市のJR穂積駅と安八温泉とを結ぶ定期バスの運行が開始されます。また、安八温泉を始発としたコミュニティバスは、2車両になり、新たな路線の運行が開始されます。安八温泉は、まさに公共交通機関のハブ機能を果たすということになります。

よって、車の乗りおりや人の出入りが急増するものと考えられます。非常に便利になり、にぎわいのある場所となることは間違いのないと思えます。

しかし、そういった状況になることによって、交通安全や防犯、防災、環境保全など、リスクが高まることは必至であり、早急に対応しなければなら

ない課題だと思います。

冒頭におわび申し上げましたが、こうした事態に備えて、当面、どのように対応していただけるのか、去年3月議会において質問をさせていただきました。

このとき、バスの運行を開始するまでには、バスの待機場所の確保やバス利用者のための駐車場の確保、屋外トイレの設置など、できることから整備をしますという御答弁をいただきました。当時としては、安八スマートインターチェンジの開通も微妙でございましたし、バスの乗り入れも計画の段階でございました。その時点ではやむを得ないと思っておりました。

しかし、あれからちょうど1年がたちます。バスの乗り入れももう間近になりました。残念ながら、いまだ具体的な対応がなされておられません。それどころか、新年度の予算案を見ても、関連する事業は見当たりません。地元の住民からすれば、地区の安全・安心、アメニティー、いわゆる快適な生活環境が損なわれるのではないかという心配が募るばかりでございます。

例えば、交通安全の面から見ますと、相変わらず駐車場は満車状態で、路上駐車も後を絶ちません。安八温泉は児童の集団登校の集合場所にもなっております。また、夏休みともなれば、ラジオ体操の場所として小・中学校の児童・生徒や区民の皆さんが集まり、ラジオ体操を行っているという場所でもございます。

バスの旋回スペースの確保や待機スペース、運転手の休憩場所、利用者の待合場所、屋外トイレの設置など、人と車が雑然と交わることがないように、交通安全上、温泉敷地内の整備を図ることは避けて通れません。

また、犯罪防止対策やごみのポイ捨て、持ち込みに対する手だても必要であります。加えて、防災面で見れば、安八温泉は中須区の避難場所となっております。いざ有事というときに区民の避難場所として、区民の安全が守れなければなりません。大事な子供たちやお年寄りの方々が巻き添えになる交通事故や犯罪は絶対にあってはなりません。もちろん、ごみなどによる環境破壊も同じでございます。

一方、周辺の道路の整備も重要な課題となります。安八スマートインターチェンジからの誘導や百梅園、中須川の桜並木などの観光場所へのリンクも考えなければなりません。そのためには、温泉周辺の道路整備もあわせて考

えていかなければなりません。

例えば、ふれあいドーム東側の南北の道路の拡幅とか、南側の東西の道路の整備。こういったことは、交通安全と利便性の面から見ても、最も効果的な対策だと思います。

以上、るるお尋ねをしてきましたが、安八温泉敷地内外を含めた環境整備について、今後どのように対応していただけるのか、担当課長さんにお尋ねをいたします。よろしくお願いをいたします。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 小川議員の御質問につきまして、お答えをさせていただきます。

御質問は、各課にまたがる内容でございますが、内容的にまちづくり全体にかかわりますので、企画調整課でお答えをさせていただきます。

安八町の悲願でありましたスマートインターチェンジでございますが、この24日に供用開始予定となっております。また、4月1日から、隣接の瑞穂市との定期バスを安八温泉から穂積駅まで走らせることになりました。

平成30年度の予算では、安八温泉周辺の具体的な環境整備の予算は盛り込めておりませんが、周辺の一体的な整備に向け、安八温泉周辺の市街化区域拡大に係る調査業務を計上させていただいております。この関係につきましては、平成32年度の都市計画の定期見直しにおいて、市街化区域の拡大を目指すものでございます。都市計画決定され、市街化区域になりましたら、国のまちづくり交付金を活用しまして、周辺の道路整備等を整備していく予定をしております。

議員が懸念されてみえる安八温泉とJR穂積駅とを結ぶ安八穂積線の運行開始に当たり、バスの旋回や待機スペース、運転手の休憩場所の確保、屋外トイレの関係でございますが、今後、利用状況を見ながら、利用者の利便性を考慮し、整備してまいります。また、バス利用者の待機場所はコミュニティバスの利用者と同様に安八温泉のひさしの下で待機していただく予定で考えております。

また、スマートインターチェンジの供用開始によりまして、今後は観光目的等で来町はふえると考えられます。当然のことながら、安八温泉の利用客もふえると考えられ、周辺にお住まいの方にとっては、流れ込む車もふえ、交通安全の面で不安を覚えられる方も多いと思います。そのような不安をか

き消すには、まずは来町者を各観光名所までどのように導くかで大きく変わってくると思います。

そこで、当町では、近々にスマートインターチェンジ出入り口に各観光名所への案内看板を設置していきたいと考えております。そこで、やはり県道安八海津線や県道安八平田線までしっかり導き、主要幹線道路を利用して町内を移動していただきたいと考えております。

しかし、そのような対応をとっても、南部中央道の交通量はふえると予測しますので、まずは沿線住民や通学する児童・生徒の安全を最優先に考えなければならないと思います。そこで、新たに歩道が付加された道路を中央保育園を中心に東西へ整備していこうと、今年度、概略設計を行ったところがございます。

今後は、都市再生整備計画を策定し、まちづくり交付金など、有利な国庫補助金を活用し、整備していく計画としております。また、その交差点は信号機を設置していただくよう、関係機関に強く要望もしてまいります。

そのほかの路線につきましては、路線バスや巡回バスの運行状況や安八温泉への来場者数などを注意深く見守り、地域住民の皆様の生活や安八温泉来場者に支障を来すようであれば、その都度協議し、道路整備を行ってまいります。

また、交通安全及び防犯対策のソフト面に関しましては、本年度、年2回、温泉来場者に対して、大垣警察署の協力を得ながら、交通安全と事故防止の注意喚起を実施しました。新年度におきましては「高齢者交通安全大学校」という名目で新たに開校し、住民の交通事故防止等意識向上に向けて、毎月1回、温泉で開催をさせていただきます。

続いて、防犯対策については、現在、温泉の出入り口に録画機能付きの監視カメラを設置しております。今後は、駐車場にも防犯カメラを、来年度、設置させていただきます。また、警察による温泉周辺パトロールも強化をさせていただきます。

今後は、路線バスの運行に伴い、多数の来場者が見込まれることから、ごみのポイ捨てなども懸念されます。立て看板等を設置し、環境対策に取り組んでまいりたいと思います。

また、避難場所につきましては、定期バス運行により、安八温泉への車の

乗り入れが急増、このことが及ぼす区民の皆さんの避難場所に対する安全確保の影響につきましては、温泉への乗り入れ車両の増加の程度により判断すべきものと考えます。車両の増加が相当数となり、安全確保が困難と予想された際には、中須区と避難場所の変更を協議することが必要になるものと考えます。

また、車両の増加数にかかわらず、一般車両、アンピーバス、定期バスと利用形態が増加することで、利用者の動線が複雑化いたします。このことが緊急時に混乱を招く一因となり、避難場所として適さないと判断された場合も同様に、区と避難場所の変更について協議することが必要と考えます。

以上のことを踏まえ、定期バス運行後の交通状況を観察しながら、判断してまいります。

平成29年3月議会では、できることから進めていくとお答えしながらも、現状では具体化できておりません。今後につきましては、国の補助事業も最大限活用していきます。

また、これまで安八町へのふるさと納税はスマートインターチェンジの建設関連費用を用途に募ってまいりました。今後は寄附者が用途を選択できるように規則等を改正しますが、この選択できる用途のうち、観光振興に関する寄附を温泉の改修も含め、一体的に具体的な基本計画を策定し、安八温泉周辺の整備に充てていく予定です。

長年の悲願であった安八スマートインターチェンジの開通を迎え、今後は安八町を取り巻く状況が大きく変化してまいります。変化を恐れず、チャンスと捉え、「若者と子供たちを優しく包摂するまち」の創造に向け、職員が熱意を持ち、取り組んでまいります。

議員各位におかれましても、御指導並びに御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上、小川議員への回答とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長 小川文雄君。

5番 ありがとうございました。

いつになく、細かいところまで丁寧にお答えをいただきました。

ただ、将来に向かって、都計の拡大とか、周辺の道路の整備にも積極的に

取り組んでいきますよというお答えですが、ともすると、時が過ぎるとそうだったかなあというようなことになりかねませんので、ぜひきょうお答えいただいた内容は実行をしていただくということで、確約を得たというつもりで私は理解しますので、後々、よろしくお願ひしたいと思います。

スマートインターチェンジが長年にわたって工事が進んで、やっと完成ということですがけれども、地元の皆さんに大変迷惑がかかるということで、随分道路や何かの環境整備がやられてきましたですね。それと同じで、レベルは違いますが、バスがやってきますよと。それにはいろんな不安やらふぐあいがある。地元の住民の方々には、やはり不安や不平、不満、そういった感情があるのは事実でございますので、ぜひぜひそういった地区の皆さんの気持ちを逆なでするようなことのないように、ひとつ前向きで丁寧な、できることから結構ですので、一つ一つ丁寧に施策を打って行っていただきたいというのが、私、一地区の住民としてもお願ひをしたいということでございます。

何とぞよろしくお願ひしたいということで、質問を終わらせていただきます。御答弁は要りませんので、よろしくお願ひします。

議長 3番 西松巖君。

3番 ただいま議長さんから発言の許可をいただきましたので、通告に従い、質問に入らせていただきます。

今回は、南條保育園関係の新聞記事についてであります。

ここに中日新聞、岐阜新聞、毎日新聞の切り抜きがあります。

新聞の記事を見ると、昨年10月に町監査委員会が法律に抵触すると判断したのに、直後の12月議会で一般質問で取り上げなかった。町民のことを一番に考えなければならない町議会が、何の質問もしないのではいただけないとあります。

しかしながら、新聞に書かれているような、町議会が何も追求しなかったことはありません。本件の新聞報道後に臨時の議会全員協議会が開かれました。町からは、個人情報にかかわるので、公表し切れないところもありますがと一応の経過説明を受けました。議会からは、その後の対応策をどのように進めていくのかなどを含めて、町へ問いただしてまいりました。

町は、昨年12月の議会全員協議会の場で、まことに済みませんでした、私

どもの落ち度でした。早急にもとへ戻す手続きをしますと。地主の方からも協力的な姿勢をいただいていますとの報告がありました。議会も、もどおりになれば万事全てが解決できるものと思いました。

しかし、現時点でもとに戻っていません。もとに戻すのに何の問題点があるのか私にはよくわかりませんが、現状の今のままでは、新聞記事のとおりで、議会が取り上げないのでは、町民の理解を得ることは到底できないと思います。

そこで、副町長にお尋ねします。

地主の方に、買い戻しについて協力的姿勢をいただいていますと聞いていましたが、本当ですか。間違いありませんか。

町の監査委員会の勧告を受け入れ、早急にもとどおりに行くことが必要と思いますが、おこなっている理由についてお聞かせください。

3. いろいろな記事が多く出ていますが、その都度、私たち議会に説明責任があると思いますが、町はどのように考えてみえますか。

以上、3点が明確になれば、南條保育園問題の大半が理解できると思います。南條保育園やほかの課題に対しても、一つ一つ誠意を持って進んでください。

以上、質問を終わります。

議長 副町長 岡田武史君。

副町長 西松巖議員の新聞記事についての御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、相次ぐ新聞報道に関し、住民の皆様には多大なる御心配、並びに御迷惑をおかけしまして、まことに申しわけございません。

事業の推進を一心にしてしまい、行政財産の処分に関する法律の認識が欠如してしまったことに原因があると考えております。

監査委員さんからは、法律に反しており、契約は無効との御判断をいただいております。これを受け、平成29年12月議会では、是正に必要な予算措置の御承認をいただいたところでございます。

改めまして、関係の方には本当に御迷惑をおかけしましたことにつきまして、深くおわびを申し上げる次第でございます。

議員の1点目の本当に地主の方から協力的姿勢をいただいているのかとの御質問かと思いますが、関係の方とは、契約は無効となること、登記やお金

を戻すことに関して、一定の御理解をいただいていると承知しております。

2点目の対応がおこなわれている理由についてでございますが、監査委員さんからは、勧告の日、平成29年10月17日から10カ月以内に所要の措置を講ずるよう勧告を受けております。

交渉事でもございますので、慎重に進めさせていただいているところでもございます。決しておこなわれているというわけではなく、今年度中、出納整理期間を含めまして5月末日までには対応できるよう、お話をさせていただいているところでございます。

3点目の議会に対する説明の関係でございます。

これまでも、どのような案件も議会全員協議会等で御説明、御報告させていただくことに留意してまいりました。特に、この案件につきましては、急遽臨時で議会全員協議会を開いていただき、御説明させていただく場を設けていただいております。

今後、必要が生じれば同じように、個人情報の関係で全て公表できないこともあろうかとは思いますが、御説明をさせていただく場を設けていただく所存でございます。

何とぞよろしく御理解いただきますようお願いを申し上げ、御回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長 3番 西松巖君。

3番 ただいま副町長さんより答弁いただき、ありがとうございます。

今の答弁で、今まで私の思っていた疑問が全てわかりました。今まで、なぜ次から次から新聞記事が出てきたのか、もととなるものは何であるのか、考えつかなかった。今の答弁で、はっきりわかりました。

先ほど、法律の行政財産の処分に関する認識の欠如があると。また、監査委員から、法律に違反しており、売買契約は無効との勧告を受けたとか、受け入れますと言われました。ここが全てのもとだと、今、気がつきました。

通告の質問では、勧告を受け入れ、早くもとに戻したほうがよいと言いましたが、今の答弁で、受け入れは再考を願います。

安八町の最高権力者、最高指導者の安八町町長が取り交わした契約書が法律違反で無効になるようなことはあるわけがない、あってはなりません。絶

対にあってはならない。勧告を受け入れたら、法律違反か、契約違反を町長がみずから認めたことになりませんか。

副町長、認識の欠如の原因は何ですか。わかりませんか。

私は、あなたの答弁でわかりました。安八町執行部の中に、行政管理者の資格を持っている者は誰もいなかった。だから、今回の件も、道路の件も、誰も何も指摘しなかったのではありませんか。副町長みずから、認識の欠如があったなんて、言えないはずでは。あなたが安八町の行政管理者の最高責任者ではないですか。

今後、議長さんたちと行政管理者の資格者についての課題を検討させていただきます。

議長、追加質問をいろいろさせていただきたいんですが、副町長さんは正直な方なので、つい本音が出そうなので、ここで質問を打ち切り、終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 御苦労さまでございます。

それでは、暫時休憩します。5分でございますから、11時20分から再開します。

(午前11時05分 休憩)

(午前11時20分 再開)

議長 では、再開いたします。

4番 安井忠君。

4番 では、私からは、これからの道水路改良事業について質問させていただきます。

その前に、スマートインターチェンジが今月の24日に開通の運びとなり、非常に喜ばしいことであり、事業関係者には深く感謝申し上げますと同時に、また町の発展を祈念させていただきます。

それに伴いまして、スマートインターチェンジの各工事費や財源内訳を本来であればお尋ねしたかったのですが、工事が未完了であること、ネクスコ等の関連があり、現時点では正確にはお答えできないとのことでございますので、次回の質問とさせていただきます。

そこで、これからの道水路改良事業について伺います。

これまではスマートインターチェンジ周辺の整備が中心で、完成後は町内

全域の道水路改良工事を再開していただけたらと思っておりましたが、新年度予算は、スマートインターチェンジ完了に伴い、大幅減額となっており、工事関係予算は修繕費中心になるかと思いますが、積み上がっている多くの地域要望を消化していただきたく思います。

29年度は、6月議会で2億円の補正がありました。新年度は大型補正予算を編成することなく、限られた予算で適材適所に効率よい事業執行を望みます。町長のお考えを伺います。

以上でございます。

議 長 町長 堀正君。

町 長 それでは、安井忠議員の道水路改良事業に関する御質問にお答えさせていただきます。

今、質問の中でも触れられました、来週の3月24日には待望の安八スマートインターチェンジが開通する予定となっております。安八町の発展の核にすべく、最優先に整備を進めてきました。安八町にとりまして、多額の投資となりましたが、国の補助金や交付税措置のある地方債を有効に活用し、また一般財源を確保するため、スマートインターチェンジ建設基金を造成してまいりました。

平成30年度の予算といたしましては、スマートインターチェンジの建設が一段落したこともあり、前年度を6億3,000万円と大きく減額する予算規模とさせていただいております。

安井議員が御提言されるように、道水路改良など、地区要望への予算配分を望まれる御意見があることは十分承知しておりますが、財政状況が逼迫しており、工事関連経費への財源の充当が制約を受ける状況にあります。

財政の硬直化が進む一方、町にとって預金に当たる財政調整基金も工事関係以外の需要への充当も必要となり、残高も枯渇している状況にあります。

地区要望へのお応えも十分にできず、また施設の改修や周辺整備も行き届かないところもあり、まことに申しわけなく存じ上げる次第でございます。

町では、まず財政基盤を確立させることが喫緊の課題であると考えており、財源確保に向けた取り組みや徹底した行財政改革も断行してまいりたいと考えております。

安井議員が御提言されるように、限られた予算での効率的な事業の実施を

目指し、地区要望等に対しましても、国の交付金など、活用できるものは最大限有効に活用して、少しでもお応えできるように努力していきたいと考えております。

どうか御理解賜りますよう、よろしくごお願い申し上げまして、御回答とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長 安井忠君。

4番 どうも御答弁ありがとうございました。

少ない予算というのは十分承知しておるわけですが、その中で、1地区に集中することなく、各地、要望を平均的に、また満遍なく執行していただけるようお願いして、質問を終わります。以上です。答弁は要りません。

議長 日程第3、委員会報告を行います。

議事に入る前に、付託事件を審査していただきましたので、報告を求めます。

まず初めに、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会の報告を求めます。

委員長 渡邊明博君。

10番 それでは、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会の委員会報告を行います。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

記といたしまして、日時、平成30年3月7日水曜日、午後2時10分から行いました。

出席者は委員全員と関係執行部全員でございます。

付託事件及び審査の結果でございますが、議第12号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）を審査いたしました。

審査の結果でございますが、当委員会にかかわる部分については、全員一致で原案どおり承認しました。

少数意見の留保の有無はありません。

その他につきましてですが、先ほどから、スマートインターの完成が3月24日土曜日、午後1時30分から開始されるということで、スマートインターチェンジ開通記念式典の概要説明を行いました。

また、そのほかに県下初ということでございますが、安八スマートインター東側の南北路線、アクセス道路と南部中央道とのかかわるところにラウンドアバウトの信号のない交差点が整備されるということを知り、現在の進捗状況の説明を受けました。

以上で、なかなかと現場の進捗状況がいろんな観点でおくれておりますが、今現在は式典に間に合うよう、業者のほうにも十分間に合うようにというように、執行部のほうからの意見も伺って、今本当に頑張っているところでございます。

以上で、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会の報告とさせていただきます。

議長 議会改革特別委員長 古澤榮一君。

8 番 それでは、報告をいたします。

安八町議会議長 大平文雄様。議会改革特別委員会委員長 古澤榮一。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記1. 日時、平成30年3月7日水曜日、午後2時40分から。

2. 出席者、委員全員及び議会事務局長。

3. 付託事件及び審査の結果。

平成30年度議会報告会の開催時期等について、協議いたしました。

平成30年度も3会場で開催することとし、日時・会場につきましては、5月9日水曜日、ハートピア安八、翌5月10日木曜日、結の郷、その翌5月11日金曜日、ふれあいセンターで、全会場とも午後7時30分から開催をします。

なお、開催に当たりましては、議会だより、町の広報紙、広報無線や地区回覧文書で皆様にお知らせいたします。

4. 少数意見の留保の有無はございませんでした。

5. その他、従来から懸案事項でありました一般質問における質問方式について、質問議員と執行部側が向き合う対面方式について検討を行いました。
以上。

議長 民生文教常任委員長 小川文雄君。

5 番 民生文教常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告をします。

1. 日時、平成30年3月8日木曜日、午前10時から。

出席者、委員全員、関係執行部全員、傍聴者は関係課の係長の皆さん。

付託事件及び審査の結果。

議第3号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定、議第6号 安八町児童発達支援事業施設設置条例制定、議第7号 安八町児童発達支援事業特別会計条例制定、議第8号 安八町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定、議第9号 安八町保健センターの設置及び管理に関する条例制定、議第10号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

また、議第12号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）、議第13号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議第15号 平成30年度安八郡安八町一般会計予算、議第16号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算、議第17号 平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算、議第18号 平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算、議第24号 指定管理者の指定について、以上を審査いたしました結果、議第12号の平成29年度一般会計補正予算（第6号）、並びに議第15号の平成30年度一般会計予算のうち、当委員会の関係分を、また議第13号、議第16号から議第24号までを全て原案どおり承認しました。

少数意見留保はありません。

その他といたしまして、現地視察として、昨年12月の委員会でも視察しましたが、ハートピア安八のプラネタリウムを視察しました。

ハートピア安八の開館以来、15年が経過し、機器の経年劣化に伴い、プラネタリウム投影機が今回、平成29年度予算にて最新機種にリニューアルされました。高解像度の進化した映像や宇宙旅行のシミュレーションなど、最新機能を備えた映像投影を視察してまいりました。すばらしい映像でございますので、ぜひごらんをいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

議長 総務産建常任委員長 岩田譲治君。

7 番 総務産建常任委員会の委員会報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

日時、平成30年3月9日金曜日、午前10時から。

出席者、委員全員、関係執行部のうち、梅村課長補佐は確定申告業務のため欠席、その他関係執行部全員、傍聴者は関係課の係長さんの皆さんでございました。

付託事件及び審査の結果。

議第4号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定、議第5号 安八町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例制定、議第11号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

また、議第12号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）、議第14号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第1号）、議第15号 平成30年度安八郡安八町一般会計予算、議第19号 平成30年度安八郡安八町水道事業会計予算、議第20号 平成30年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算、議第21号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて、議第22号 町道路線の認定について、議第23号 町道路線の変更について、以上を審査いたしました結果、議第12号の平成29年度一般会計補正予算（第6号）、並びに議第15号の平成30年度一般会計予算のうち、当委員会の関係分を、また議第14号、議第19号から議第23号までを原案どおり承認いたしました。

少数意見の留保はございません。

その他でございます。

現地視察といたしまして、昨年12月の委員会でも視察いたしました、現在、大森地内で行われております大江川のしゅんせつ工事現場と、並びに建設課の平成29年度事業の工事現場を視察いたしました。

以上でございます。

議長 以上で委員会報告を終わります。

議 長 日程第4、議第3号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第3号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第5、議第4号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第4号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第6、議第5号 安八町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第5号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第7、議第6号 安八町児童発達支援事業施設設置条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第6号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第8、議第7号 安八町児童発達支援事業特別会計条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第7号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第9、議第8号 安八町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第8号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第10、議第9号 安八町保健センターの設置及び管理に関する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第9号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第11、議第10号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第10号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第12、議第11号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第11号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第13、議第12号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第12号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第14、議第13号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第13号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第15、議第14号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第14号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第16、議第15号 平成30年度安八郡安八町一般会計予算を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第15号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第17、議第16号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第16号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第18、議第17号 平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第17号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第19、議第18号 平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第18号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第20、議第19号 平成30年度安八郡安八町水道事業会計予算を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第19号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第21、議第20号 平成30年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第20号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第22、議第21号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第21号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第23、議第22号 町道路線の認定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第22号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第24、議第23号 町道路線の変更についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第23号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第25、議第24号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第24号は原案どおり可決しました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

これをもって平成30年第1回安八町議会定例会を閉会といたします。

次の議会全員協議会は1時30分より開催させていただきます。委員会室へお集まりください。御苦労さまでございました。

(閉会時間 午前11時50分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月16日

議 長 大 平 文 雄

議 員 渡 邊 明 博

議 員 西 松 幸 子